

# 第七十七回 参議院法務委員会議録 第五号

昭和五十一年五月十三日(木曜日)  
午前十時十分開会

委員の異動

五月十一日

辞任

寺田 熊雄君

補欠選任

小柳 勇君

補欠選任

勇君

五月十三日

辞任

植木 光教君

前田佳都男君

齋藤 十朗君

直治君

橋 直治君

田代富士男君

平井 卓志君

佐々木 静子君

斎藤 十朗君

十朗君

大島 友治君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

発議者  
委員以外の議員

発議者

國務大臣

法務大臣

猪葉 修君

政府委員  
法務大臣官房長  
法務省刑事局長  
最高裁判所長官代理者  
最高裁判所事務  
総局刑事局長  
岡垣 勲君

の消費者が損害を受けているという現実があるに  
もかかわらず、現行民事訴訟制度は原則的に解  
は、一対一の対等な当事者間の紛争を解決するこ  
とを念頭に置いて紛争を解決するための手続を定  
めているにすぎないから、このような原則に基づ  
く現行民事訴訟制度のもとでは、一対無数すなわ  
ち企業対無数の消費者の民事紛争を解決しようと  
しても、その訴訟追行は事実上不可能であります。  
すなわち、今日の消費者問題は、訴訟を通じて事  
は、法制度が社会の進展に即応していないからで  
あります。

すなわち第一に、消費者各人の損害額が少額で  
あるとしても、集団としての消費者の損害額は巨  
額になると思われます。消費者集団のこの巨額な  
損害の賠償を企業に對して請求することができる  
訴訟制度を確立することなしには、社会的経済的  
公正を確保することはできないであります。

第二に、企業と消費者との間に訴訟追行能力  
及び訴訟費用の負担能力の不均衡があるにもかか  
わらず、現行民事訴訟制度のもとでは、これを対  
等な当事者として取り扱っているため、訴訟によ  
る権利救済の方途はきわめて厳しい現実にあります。  
す。この現実を打破して、実質的に対等な当事者  
としてみずから権利行使できる訴訟制度を確  
立しなければならないと思います。このような訴  
訟制度の確立なしには、消費者主権は、裁判によ  
つて保障されない、弱られる主権、幻の権利に終わ  
ざるを得ないのであります。

第三に、企業の違法行為による無数の消費者の  
損害は共通の原因によって発生し、またその損害  
額も一般的には定型化する傾向があります。この  
ような実体について、消費者各人の訴えの当否を  
個別的に審理することは訴訟経済の観点からもむ  
だだと思います。また、企業の違法行為によつて  
発生した損害賠償をめぐる紛争は、事実上は企業  
となりました集団代表訴訟に関する法律案につき  
まして、その提案理由を御説明申し上げます。  
欠陥商品、ヤミ・カルテルによる価格引き上げ等  
等の一企業または数企業の違法行為によつて無数

の消費者の紛争だと思いますので、その紛争  
の解決は、消費者集団と企業との間で包摺的に解  
決することが望ましいと思います。

われわれは、消費者主権の確立のためには、こ  
のような困難を克服して、民事訴訟制度が真に機  
能する制度を確立しなければならない、と思いま  
す。

以上の観点から、非訟裁判による訴訟信託の設  
定方針を活用することにより、消費者の代表者が  
消費者集団全員のため企業に對して提起する損害  
賠償の一括的請求を目的とする訴え、すなわち集  
団代表訴訟を可能にするための法律案を提出  
いたしました。

以下、この法律案の内容たる集団代表訴訟制度  
の仕組みにつきまして、その概要を御説明申し上  
げます。

まず第一に、申し立てに係る共同の利益を有す  
る著しく多数の者の少額債権について集団代表訴  
訟による紛争の解決が適當であると認められる場  
合に、非訟裁判により、除外申し出をしない限り  
債権を一括して訴訟の目的とするための信託が設  
定されたものとすることができるよういたして  
おります。すなわち、集団代表訴訟を追行させる  
ため、除外申し出をしなかつた少額債権者たる委  
託者から少額債権者の代表者たる受託者へ当該債  
権が信託的譲渡されたものとする信託であります。

なお、少額債権者の権利を保護するため、信託  
の設定については公告するほか、非訟裁判所が代  
表者たる受託者を監督するようにいたしております。

第一に、集団代表訴訟におきましては、職權証  
処調べを採用するほか、重要な訴訟行為につきま  
しては、非訟裁判所の許可を要するものといたし  
ております。なお、欠陥商品、ヤミ・カルテルに  
よる価格引き上げ等に係る少額債権者全員の損害



ればならないこととし、さらに、補償に関する手続、他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡または差し押さえ及び相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法の例によることとした

第四点は、以上の費用補償の制度の新設に伴う関連改正であり、現行の上訴費用の補償及び上訴に関する訴訟費用の負担について所要の改正をす

ることとしております。

以上が刑事訴訟法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くだ

さいますようお願いいたします。

○委員長(田代富士男君) 以上で趣旨説明聽取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○佐々木静子君 それでは、いま御提案になりま

した刑事訴訟法の一部を改正する法律案の審議に入るに先立ちまして、実は私も傍聴はしておらなかつたので、新聞報道で知る範囲でござりますけ

れども、昨日の衆議院の法務委員会のわが党の委員の質問に対して、この直接の改正案の条項には当たっておりませんけれども、刑事訴訟法の問題

の第四十七条について、法務当局からのかなり具体的な解釈というものが示されたように伺つておるわけでございますが、まずお伺いしたいと思うわけですが、この刑事訴訟法第四十七条、この規定を、これは刑事訴訟法のいわゆる教科書的なところを調べてみても、余り今まで問題になつておるわけでござりますけれども、この「訴訟に

関する書類は、公判の開庭前には、これを公にしてはならない。」という規定、「訴訟に関する書類」というものを、これはもうすでに論議されたことだと思いますが、法務当局とするとどのように解釈していらっしゃるのか、まず御見解を伺いたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) 「訴訟に関する書類」と申しますのは、犯罪の捜査、公判の手続におきまして、訴訟に関して作成された書類というふうに理解しております。

○佐々木静子君 そうするに、犯罪の捜査、公判において訴訟に関して作成された書類、作成した

作成者は大体どのようなお考えになつていらっしゃるわけですか。

○政府委員(安原美穂君) 先ほど申し上げました

ように、刑事訴訟に関して作成した書類が原則と

して入りますが、その場合にはいわゆる担当捜査官の作成したものあるいは捜査に関連して上申書類等の形で関係人が作成したものあるいは公判手続においては裁判所の書記官が作成したものとい

うことになりますが、なお、この訴訟に関する書類というのは、もう少し広く訴訟に関連して捜査、

公判手続に関連して捜査當局ないしは裁判所が入手した一切の資料たる書類も入るということになりますと、作成者は千差万別になると思ひます。

○佐々木静子君 このようによく解釈しますと、とい

うようなお話をございましたが、後の部分です

ね、これは法務省はどのように解釈していられる

のですか。

○政府委員(安原美穂君) 先ほど申しましたよ

うに、当該訴訟のために直接作成された書類のみで

あるという解釈もないではないと思ひますのが、私どもといたしましては、当該訴訟のためのみならず、当該訴訟に関連して入手した書類たるもの

は一切入るというふうに理解しております。

○佐々木静子君 その問題は後に伺いたいと思ひますが、この後の部分ですね、この四十七条後段の「但し、公益上の必要その他的事由があつて、これ

は一切入るというふうに理解しております。

○佐々木静子君 いま伺いますと、法務省の見解としては、人権の擁護あるいは裁判の独立あるいは捜査に支障を來さない、その三つの点から四十七条が決められているのだということございま

すね。

○政府委員(安原美穂君) おっしゃるとおりでござります。

○佐々木静子君 そのほか、公益上の事由として不起訴記録を民事事件に援用する場合といふようにいまお述べになりましたが、主として

と、どのようにお考えでござりますか。

○政府委員(安原美穂君) 立法の趣旨につきましては、私どもはたしか最高裁の判例にもあると思

いますけれども、そのとおりでございますね。

○政府委員(安原美穂君) 立法の過程におきました

ことは、一面において公にすることは、あるいは関係者に対する公断を抱かせるおそれあり、公

にすることとは、公にすることとは、あるいは関係者に対する公断を抱かせるおそれあり、公

にすることとは、公にすることは、あるいは関係者に対する公断を抱かせるおそれあり、公

会に対する国政調査権との関係で公益上の問題と

いうものがあるという御説明伺つたのでござい

ますけれども、そのとおりでございますね。

○政府委員(安原美穂君) 立法の過程におきました

ことは、一面において公にすることは、あるいは関

係者に対する公断を抱かせるおそれあり、公

にすることは、あるいは関係者に対する公断を抱か

せるおそれあり、公にすることは、あるいは関係者

に対する公断を抱かせるおそれあり、公にすることは、

あるいは関係者に対する公断を抱かせるおそれあり、公にすることは、

あるいは関係者に対する公断を抱かせるおそれあり、公にすることは、

あるいは関係者に対する公断を抱かせるおそれあり、公にすることは、

あるいは関係者に対する公断を抱かせるおそれあり、公にすることは、

これはもうどの新聞、どの雑誌あるいはまたどうした会合に出て、だれが起訴されるか、だれが有罪になるであろうかという興味といいますか、それを知りたいというのではなくて、この汚い金をもらったのはだれかと、国民の関心というものはほとんどそちらにあるわけですね。その人が起訴されるとか起訴されないと、あるいはそれを受け取った人に収賄罪に該当する職務権限があるとかないとか、あるいはそれを受け取ったのもうすでに大分前で時効にかかるといふから起訴されないと起訴されるとか、そういうことよりもむしろ結局その人に職務権限があろうとなかろうと、時効前であろうと、だれがその金を受け取ったのかという、むしろその政治責任といふものに対する国民が大きな関心を持つておられる検察官がこれがするということについてどのようにお考え、当然だといふうにお考えですか、どのようにお考えでございますか。

○政府委員(安原美穂君) 刑事訴訟法の規定にあ

ります以上、検察官が判断するのは当然であると思つております。なぜならば、このただし書きの規定をごらんになりましても、ただし書きに該当することについて公開をしなければならないと義務づけられているわけではなくて、公開することも例外で認めますと、許容されますということございまして、本来、捜査に関する裁判に關する書類は、捜査、裁判のために作成され、収集されたものでござりますから、やはり第一主義的にはその保管者であり、捜査、裁判を担当する検察官なり裁判官がそれを判断するという意味で、優先して判断をさせる権限を刑事訴訟法の規定であるがゆえにやはり許容されておるものだと思ひます。が、検察官は、生意気な言い方でございますが、そうでもの坊でもございませんので、他の公益上の必要性の判断というものができないわけではな

いと思っております。しかしながら、あくまでも訴訟法の規定でございますから、訴訟の遂行ということが第一義的なやや優先する利益として考えられるという意味において、それを担当する裁判官なり検察官が判断すると、第一義的に判断することとするこの制度は、それなりに理由があるものと思っております。

○佐々木静子君 これはそれなりに理由がある

——もともと、それなりに理由がないと私も言つてゐるわけじゃないわけです。しかし、これを判斷する判断権者が、国民の関心といふものがその

訴訟の遂行と、これが起訴できるかどうかと、そ

ういう関心も無論若干ありますけれども、それが主たる関心じゃないわけですね。特に、起訴した後、公訴が維持できるかどうかというようなことは、国民の大多数にアンケートをとったときに、恐らくそういうふうなものはかなり下の方に回ると思ひますね。この主権者である国民自身とするところ、これが時効にかかるといふが、職務権限がどうであろうと、ともかくこの金を受け取つた人間はだれとだれなのかということが知りたいといふのがいまの国民の関心であり、国民自身はその

知る権利を持つておると思うわけですから、これ

に対しても検察官あるいは裁判官が全然その判

監督権をお持ちでございますから、検察官の判断

というものが著しく不当であるというような場合

には、検事総長その他検察官の上司から、また場

合によりましては、法律的には法務大臣から指揮

監督権をお持ちでござりますから、検察官の判断

といふのが著しく不當であるといふ場合は、

と、これが時効にかかるといふが、職務権限が

どうであろうと、ともかくこの金を受け取つた人

間はだれとだれなのかといふことを知りたいとい

ふのがいまの国民の関心であり、国民自身はその

知る権利を持つておると思うわけですから、これ

に対しても検察官あるいは裁判官が全然その判

監督権をお持ち

のときの国民の世論とすると、これに対しても政府間の取引であるといふうな厳しい批判が出てきましたことは事実でござりますけれども、また一面検察に対する大きな期待を持ったというのも、また一面争われない事実だと思うわけでございます。そういう意味で、私もきょう質問をするに当たって、昨夜こちちょうど一月間の新聞のファイルを見てみたんですけども、ちょうど一月前ぐらいのことの新聞の世論を拝見しましても、また国民の声がどんなに検察権といふものに対して期待を寄せておったか、また検察当局としましても、これはもう連休の前後には必ず強制捜査に踏み切れるであろうというふうな発表が、御見解が随所に、新聞にもそうちだれが見ても受け取れるようなお話をようやく載つておるし、また私どももそのように思つておつたわけでございますが、いま検察庁の方が一生懸命やつておらぬと言ふうなつもりは全然ありませんけれども、当初国民が期待したようになりますが、どうも進んでおらないよう見受けざるを得ない。まあそういう点で、非常に最初これは証拠隠滅ではないかというふうに危惧されたことが、あるいは全部じやないまでも一部本當だったのではないかどうかというふうな不安も国民党は非常に持つてゐるわけですね。いま検察庁が非常に鋭意御努力なさつていると私も思つておりますし、またそのように信じたいわけでございますが、捜査の状態、これは予算委員会で若干出てきておりますけれども、現在までに何人ぐらいの人の取り調べが済んでいるのか、その点をちょっと明確にしていただきたいと思います。

真相究明への目的を達成したいがために、なおいまでの段階では言えない事柄が多くあるということであり、いろいろ熱心な報道陣の方々から推測に基づく記事があることは事実でございますが、一切捜査の見込みなどは申し上げたことがないということもひとつ御理解いただきたいと思います。

なお、真相の究明の過程でございますが、先般來、時効完成をさせないようにして児玉譽士夫の脱税ないしは外為法違反というものの起訴をやつておりますが、そのほかにも国民注視的である児玉關係の外為法の違反の捜査、それから税法の脱税の捜査というものを国税当局と協力してやつておりますが、そのほかにも国民党視的であるロッキード・エアクラフト・コーポレーションですが、ロッキード社の日本における不法行為の有無につきまして、その企業活動の全般にわたっていま鋭意調査、捜査を進めておるわけでございまして、先般來、先ほど御指摘のアメリカから入手した資料を綿密に分析をいたしまして、国内において収集した資料との検討を重ねておるまだその中最中でございますが、先般一応の検討を終えて中間報告として最高検察庁検事総長に報告をしたと聞いておりますが、そういう意味でな強制搜査といふことには踏み切つてはおりませんけれども、綿密な調査、捜査を進めておるわけでございまして、だれをいつということは申し上げかねますけれども、地検からの報告によりますと、すでに百人以上の関係人を取り調べて調査を進めておるという段階でございます。

○政府委員(安原美穂君) 検索、差し押さえについてお尋ねになります。それで、まず連なるわけでござりますけれども、したがつて百人以上、その後やはり日がたておりますから、じっとしていいと申し上げた以上、数はふえてると思いますけれども、なお同じ人を何回も調べるということもござりますから、数がどうしてもふえなきやならないとなると、延べ人員で申し上げなきいかぬのですが、そこまで正確には聞いておりませんので、この辺で御勘弁を願いたいと思います。

○佐々木諒子君 これは、全国の優秀な特捜の検事の方々がいま集まつて集中的にやつていらっしゃるというふうに伺つてゐるんですが、実動の検事の方々の数というのはどのくらいの方が動いていらっしゃるわけですか。

○政府委員(安原美穂君) まだ全國から応援検事を求めないで、地檢特捜部の現有人員をフルに活用しております、検事二十八名、事務官六十名でございます。

○佐々木諒子君 これは、実はけさの新聞で法務大臣のことを持見させていただいたわけなんですが、さいますけれども、今度担当になる七人の検察首脳というようなことがいろいろと新聞に大きく述報されておりまして、私ども直接存じ上げている方も大分でござりますけれども、いろいろ週刊誌などでもその横顔なり、物語的にも述べられてゐるわけで、非常に国民の関心が集まつてゐるわけですね。そういふふうなことまで検察当局としたるよく調査した上でその事件に当たらせていらっしゃるのかどうか、そちら辺のところもちょっと伺つてみたいわけです。もちろん、仮にどのような関係があつても検察は検察だから、そんなこと

○政府委員(安原美穂君) およそ検察権の行使についての独立、公正が疑われるような事柄は一切避けなければならないことは、何も本件に限ったことではございませんので、そういう点についていささかも疑惑のないような人々が当たつてゐるものと信じております。

○佐々木静子君 無論、國民もそれを信じてゐるわけですが、刑事局長の立場となると信じるだけじゃちょっととなまぬるのであって、實際そのようなところを十分にお考えの上で捜査に当たつていらっしゃるのか、もうどうせ検察官は最高中立だから、どういう關係があるとうそそういうふうなことは問題にならぬのだということで最初から問題外にしていらっしゃるのか、ちょっとその点を伺いたいわけです。

○政府委員(安原美穂君) およそ、現在の具体的な特捜の検事について、いわゆる疑惑の対象についているとされている人々と関係のある人はないと思いますが、検察の伝統といたしまして仮にも自分が取り調べをする対象者が自分と何らの関係があるものを上司から取り調べを求められましたら、進んで辞退するわけござります。

○佐々木静子君 これは、私も検察が不公平であるということをいま論議しているわけでも何でもないわけなんです。これはできるだけ検察庁にがんばつていただいて、この際、それこそ厳正中立にどんどんと処罰すべきものは処罰していただきたいということをバックアップする気持ちでこう

ながつたのではないかとか、あるいは大きくブレーキがかかったのではないかといふうに、これは疑惑というものを非常に持つわけでござりますね。特に、こういう事件においては非常にそういふ点がむつかしいと思うんですけれども、そのあたりはどのようにして人選を進められたのですか。

いうことを申し上げているわけです。そうしてました、そういうふうな点もお考えいただかないといふ。これが後日公判になった場合にやはりこれは検察官と裁判官とだけで公判やるわけじゃなくて、弁護人がつくわけでござりますし、被告人の方としても当然自分の立場に立つて争うべきことは争うんだろうと思いますので、そういうふうなことから考えますと、やはりいきさかたりとも関係がある人がこの捜査に当たるということになると、せつかくの国民がこれだけ検察に期待を寄せているのを裏切るようなことになるんじやないかということを懸念するばかりに言つてゐるわけなんです。たとえば、これは現職の検察官のことで非常に私も申し上げにくいでありますけれども、やはり例の今度の問題で大きく述べておつしやつたところで、また事実その方がどんなに歴正中立になすったところで、やはりわれわれが心配したとおりだというふうな気持ちが国民の側から起こってくるわけで、むしろこの際検察官一生懸命やっているんだというような話を私どもが、一生懸命やつていてると思いますよという話をしても、かえつていろんなところから反論を出される、そういう状態でいま検察の御当局が若干そういう疑惑の中におられるということに対しても常に私どもは心配するわけなんです。そのあたりはいかがでござりますか。

われるなどということは検察官の恥でござります。また、そういうことのないようだ、もしわかつておればそりやうことにについてはそういう者に捜査を命じないというようなことにもなろうかと思ひますが、その辺の少なくともこれを担当する検察官の公正につきましては、ひとつ御信頼をいたさうたいとくれぐれもお願ひをいたします。

○佐々木静子君 これは過去の田中彰治事件などを見ましても、公判記録に明白に担当検事といま名前挙げた小佐野との関係などといふものはこれにはもう公知の事実で公判記録にちゃんと公判廷で立証されている、立証されたと言うか表に出されたことですので、私も申し上げるわけでございますけれども、そういうことがありますと、虎の門事件というものがいかに厳正になつたにしても、やはり後々これは話題になる。そういうことから考へると、やはり今度の事件については、御当局としても単に自分が潔白だと、厳正中立だといふだけじゃなくて、客観的に見てもだれの目からも厳正中立であるという態度を保持していただきたと心より希望しているわけです。それと同時に、これは本件に限りませんけれども、いわゆる選挙違反などで百日裁判とか、あるいはそのほかの贈収賄事件なんかでも、大抵これはいま法務省に言っても無理な話かもしませんけれども、ほとんどこういう事件には、いわゆる検察官でかなり責任のある立場になつておられた方が、退官された後に弁護人につかれる。いわゆるやめ檢と言われる方がもう全部顔を並べておつきになる。先日来の非常に結論を急がれていた選挙違反事件においても、神戸地裁で元検察官のしかも上層部におられた方が弁護人につかれて、しかも引き延ばしのためだというふうにだれの目にも思われるよくなかったこうで突如として弁護人を辞任され。そういうふうなことがこれは珍しいことはなくて、大抵、毎度行われて、しかもそういうことをなさる方が申し合わせたように検察官御出身の、しかも検察庁で非常に指導的な立場であつた、私どもが非常に敵意を払つて尊敬していた検

官の方々が、やめてそういうことをなさるといふことは、これは何も検察室の悪口を言うんじやなくて、非常に残念に思うわけですね。これはおめになつてからだから、後はもう関係ないといふ気持ちだらうとは思いますけれども、そういうふうなことなど一つをとらえてみても、恐らくこのロッキード事件にも、いわゆる元検事長とか何とかいう方がまた起訴になればぞろと、いまもうすでにについていらつしやるんだろうと思いますけれども、おつきになるだらうと思いませんけれども、これはやはり検察権の歴正中立といふようなことは口先だけじゃなくって、やはり国民の目からそれについての疑惑を持たれないだけの姿勢というものを考えたいと思いますね。法務大臣はそういうふうなことについて、どういうふうにお考えでござりますか。

○國務大臣(稻葉修君) 佐々木委員のおっしゃられることはごもっともだと思います。

○佐々木静子君 これも昨日も議題になったようでござりますけれども、私どもが今度の事件でこの高官が、いわゆる政府高官が起訴されるであろうかどうかということもさることながら、その政府高官がだれが受け取ったかということにウエントを置くというのは、やはり職務権限がなかなかむつかしいのではないかということを思うので、この受け取った人が職務権限があるかないかという考え方よりも、むしろあろうとなかろうとだれが受け取つたというふうに興味が走るわけなんですがございますけれども、昨日の委員会のこれも簡単に要約されたことしが私はわからないわけでございまますけれども、たとえば國民が非常に心配しているのは、一例を挙げますと防衛庁のP-XLといふような場合だと、職務権限というのはかなりはつきりするんじやないか。しかし、民間企業の場合の職務権限というものの、一例を挙げると全日空なんかの場合には、非常にそのような金の動きといふものが出てきても、職務権限の面でむつかしいのではないかというふうに大変に心配しているわざでござりますけれども、航空法を見ますと、こ

○政府委員(安原美穂君) 実は全日空と運輸省との関係といふものを法務省で検討して、職務関係があるかどうかを検討したことはございませんし、具体的な事件の問題でもございますので、仮にそういう検討したいたしましても申し上げるわけにはいかぬと思いますけれども、一般論といたしましてきのう衆議院の法務委員会でも申し上げましたように、いわゆる行政指導というのも、それが運輸省の設置法に基づく行政指導といふことであれば、それはそれに関連する贈収賄がもしあるとすれば、それは当然に法律に明文はないとしても、設置法上の根拠から行政指導ができるということが理解できる以上は、職務行為といふことに関連してくるのじやないかという一般論はきのう申し上げました。

なお、捜査というものは、もう佐々木委員御案内のとおり事実だけではだめでございまして、事実に法律を当てはめるのが捜査でございますから、当然に贈収賄の成立につきましては、職務關係について縛密な法律上の検討を行ふものと思つております。

○佐々木靜子君 いま運輸省設置法のことが述べられたわけでございますけれども、条文とすると特に運輸省設置法の何条というよなことまでお考えになつていらっしゃらないわけでございませんか。それと航空法との関係はどういうふうにないんでございましょうか。

○政府委員(安原美穂君) むしろこういう運輸省設置法の解釈等につきましては、運輸省当局から

聞くというのが法務省で検討する場合においても前提でございますし、捜査の過程におきましてもそういうことは捜査当局において聞いて、法律解釈を確立するというのが通例でございましょうから、実はますぐ私にお聞きをいただきましても、まず運輸省当局からでもお尋ねいただくが適当ではないかと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○佐々木静子君 これは、きょうは法務省しかお越しいただいておりませんし、いろいろとお答えいただきににくい部分もあろうかと思いますので、これ以上お尋ねはいたしませんけれども、ともかく国民がこれだけ検察に期待を持っている、この期待というものを裏切ることがないよう、一部ではかなり重要な容疑者が順々と何かの形で消えつつあるというふうな、国民が非常に落胆と疑惑を持つていて、そういう声がかなりあるわけでございますから、そういうことが事実にならないよう、ひとつくれぐれも今後とも検察当局はがんばっていただきたいと思うわけでございます。そのことについて、大臣いかがでございますか。

○國務大臣(稻葉修君) 検察庁の綱領はきわめて厳正だと私は思つております。したがつて、ただいまいろいろ国会の調査権との関係で、国会側に御不満のあることもしばしば聞いております。そういう点についての理由も、十分正当性を認めないわけには私はまいらぬと思っております。ただ、一般国民がだれが一体黒い金を受け取ったのかそれを知りたい。それが時効になつたから不起訴だとか、あるいは職務権限に關係しないから不起訴だとか、そういう法律的な知識はありませんから、受け取つたやつは全部クロでつかまえられるのだと、こういう考え方もあるようでございましてね。私ども一般国民からときどき、国会は別に犯罪捜査するところではないから、みんな検察庁に任せておけばいいのにと、どういふんでしょうね。それはあなたは法律知識がないからそうだけ

時効にかかるたり、職務権限がなければクロにはならないのだからねと。そのクロにならない場合のことを国会は心配しているので、そういう点をやっぱり国会の調査権に基づくいろいろなことをやりたいという国会の立場というものは、国民はあんまり理解しておらぬようだけれども、こういう説明をしておる。あなたのおっしゃるようなことなんですね。

ただ、やり方によりましては、国政調査権のやり方によつては、クロのやつを逃がしてはかなわぬという氣もあるわけですね。いわゆる灰色だと何かシロだとかいうのは、法律上は軽い方——少なむとも法律上は軽いので、法律上一番重いやつはクロだと。これをきちんとクロをまずつかまえて、それから灰色とかシロとかいうのが出てくるので、その時点でひとつおやりになりませんかと、こういうのが私の気持ちです。そういうことで、どうも何となく犯罪、事案の解明に消極的なようになつては、それは同時に政治的責任も道義的責任も一緒に負わされるわけですから、これが一番大事だと、私どもの立場から言ふと、これを追つかけていく段階です。そういう段階で、将来こういうことがあつた場合を予想して、国政調査権に応ずるのか応じないのか、刑事訴訟法四十七条に、その担当の検事だけがそんな政治的な公益の判断はできないぢやないかと、そんなのに任してたまるかとおつしやる佐々木さんの気持ももそのとおりだと思いますね。そういうときには、やっぱり上司に相談したり、検事総長に相談したり——検事総長もそういうことになれば、これは検察当局だけではいかぬなら、法務大臣に相談もあるでしょうし、法務大臣も、こう大問題だと、こういうふうに考えておるわけですが、いう点についてはやっぱり内閣総理大臣に報告をして、内閣全体の立場で、わが国の民主政治の崩壊にならないようきちつとやらなければならぬこと、それを国会は心配しているので、そういう点をやっぱり国会の調査権に基づくいろいろなことをやります。

○佐々木静子君　どうも非常に力強い御答弁をいただいて心強く思つてゐますが、私どもも白い者までつかまえてくれないと申し上げているわけでは、もとよりないわけで、ただ黒いのは間違いなくつかまえてもらわないと困る。そして、小さな雑魚ばかりじやなくて、やはり大きなものつかまえてもらわないと困るということをここに重ねて申し上げて、今後の御奮闘をお願いしたいと思ひます。

話は変わりまして、これから法案そのものの審議に入りたいと思いますが、いま大臣から御説明のありましたこの刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、残された時間若干お尋ねしたいと思います。

これは、いま提案の御説明にもありましたように、無罪となつた者に対する現在でも刑事補償の規定もありますし、あるいは国家賠償法というのもございますし、あるいは検事上訴による被害の補償というのも考えられているわけでございますけれども、やはりこれが非常に不十分だと。そういうことで、今度この法案の御提出になつたといふふうに思うわけですが、この法案提出になつた経過についてちょっと当局から伺いたいと思うわけです。

○政府委員(安原美穂君)　この法案が提出されるまでにおきます経過と申しますと、法制審議会の経過以前にいろいろと国会で御議論があつたといふことから申し上げるべきだと思いますが、かいづまんで申しますと、昭和四十二年ごろから国会の方面におきまして費用補償制度――現在、提案いたしております費用補償の制度と、それが拘禁補償ではなくて非拘禁の補償制度を新設すべきであるという主張が繰り返されておりまして、そらに社会党議員からは、第六十回、第七十一回、第七十五回と、三回の国会の機会に費用補償及び非拘禁補償の制度を新設する内容を盛り込んだ法律

案が提出されましたが、いずれも審議未了となつて廃案となつております。

この間にありまして、わが法務大臣といたしましては、再三にわたりまして費用補償制度についてはこれを採用する方向で検討する旨を答弁いたしましたし、政府委員や説明員も、非拘禁補償については種々の点で困難な問題があるけれども、費用補償については十分検討したいというふうに答えてきた経緯がございまして、そのようなことで昨年の三月三十一日に法務大臣から法制審議会に諮問を発しまして、費用補償制度を採用するとの当否を諮問して、そしてその結果、昨年の十二月の八日に法制審議会としては費用補償制度を採用すべきだということで、大体、今回提案しておりますような要綱の答申がございまして、このたび法案の提出に至つた次第でございます。

○佐々木静子君 これは私ども非常に前向きの法案であるというふうに考えていいわけでございますけれども、この中で、法律案を見ましても、この費用の補償の範囲が「無罪の判決」というふうに限定されているように思うわけでございますけれども、これはやはり免訴とか公訴棄却の場合も含むべきではないかというふうに考えられるんですけれども、そうしたところについては、どうしてこの無罪ということに限られたわけでござりますか。

○政府委員(安原美穂君) いま御指摘のように、免訴、公訴棄却の場合にも刑事補償法のよう費用の補償をすべきではないかという議論が、法制審議会の過程におきましてもございましたが、結局、費用補償については免訴、公訴棄却の場合まで広げるべきでないという結論に達したわけでございまして、提案の理由としても、その点について御説明をやや詳しく申し上げたいと思いますが、まあ御指摘のとおり刑事補償と費用の補償とは、被告人として訴追を受けまして無罪の判決を受けた者がこうむりました損害を国が補償する制度であります点は共通の考え方立つものでございますが、

では、補償の対象となる損害の種類なり、補償をすることの趣旨においてかなりの相違があるのです。あつて、その相違に着目すれば、必ずしも刑事補償と同じように免訴または公訴棄却の裁判を受けた者で、実際は無罪であると認められる者について補償すべきだというような刑事補償法の二十五条と同じように扱う必要はないんじやないかということになつたわけであります。さらに詳しく申し上げますと、刑事補償は、死刑を含む刑の執行あるいは未決の抑留または拘禁を理由として、無罪の判決を受けた者が刑の執行あるいは抑留、拘禁ということによってこうむつた重大な損害について補償を行おうとするものでございまして、それがゆえに憲法四十条が刑事補償を受ける権利を基本的人権の一つとして保障しているものと思います。つまり、刑の執行あるいは未決の拘禁といふ重大な公益侵害であることに着目したのであります。これがゆえに憲法四十条が刑事補償を受ける権利は、身柄拘束の有無にかかわらず被告人が防御活動を行うために支出いたしましたものもろの費用を補償しようとするものでございまして、損害の程度は比較的軽微である、身柄の拘束といふことに比べれば比較的軽微であるということが一つの損害の程度、種類において違うということの意味でございます。

して、必ずしも被告人でありました者の名譽を回復させることを主眼には置いていないという点が、趣旨において程度の差ではございますが違いがあるのではないかというふうに思われるということのほかに、もう一つ実際問題といたしまして、刑事補償法の二十五条は、免訴、公訴棄却の場合でも、実質的に無罪であると認められるのでございますれば刑事補償をするということにしておりますのは、先ほど来申し上げております損害の程度、それから補償の趣旨からくる刑事補償の特質に基づくものでございます。しかし、実際の運用におきまして、刑事補償法の二十五条の規定は、免訴、公訴棄却という形式裁判で事件が終了したしました場合でも、補償の要否を決定することのために改めて有罪か無罪かの判断をしなければならないとしている点で、むしろ免訴、公訴棄却といふような形式的裁判というべき趣旨になじまないものがあるようと思われます。有罪、無罪の判断をするのには不相当に長期の審理を必要とするような場合も生じ得るのでございまして、このようないふな不都合も刑事補償という重大な損害の補償の場合にはやむを得ない制約かとも考えられまするが、これと異なります性格の費用の補償につきましては、あくまでも迅速に補償するという制度の趣旨からいって、かように結論を得るのに不相当に長期の審理を要する場合が多々あるというようなものは、少なくともこの費用の補償の制度としてははじまらないのではないかという手続上の問題といふようなことがございまして、議論はございましたけれども、刑事補償と同じように免訴、公訴棄却の場合を無罪の場合と同じように費用の補償までする必要はないというのが結論でござります。

は結構でございますが、私はこれであるとしないより  
うものとはほど遠いことになってしまふんじやない  
かというふうに考へるわけなんです。たとえば、以前にもこの法務委員会で問題になりました  
が、特に無罪をかち取らうと思えば綿密な記録の  
贈写といふものが必要でござりますけれども、そ  
の贈写料といふものが含まれておらないわけです  
ね。これは事件によりますと弁護人報酬よりも贈  
写料の方がはるかに多額になるという事件もかな  
りにあるわけでございます。特に、これで無罪と  
いうことになると、これは贈写に力を入れなければ  
どうにもならないわけでございますから、やは  
り贈写料はどうしてもこの中に含める必要がある  
んじやないか。その点についてどのようにお考え  
でござりますか。

○政府委員(安原美穂君) いまの点は、国選弁護  
人の報酬に関連いたしまして佐々木委員年来の御  
主張でございまして、私どもも決して無視してお  
るわけではございませんが、現在、御案内のとおり  
国選弁護人が記録の贈写料等訴訟の準備に必要な  
経費を支出いたしました場合には、その事情を  
国選弁護人に支給すべき報酬額の算定に当たつて  
適当に参照するということに、最高裁の刑事局長  
と經理局長の通達でそういうことによりまして運  
用されておりますが、今回の場合は、私選弁護  
人が記録の贈写料を支出いたしました場合には、  
この費用の補償の観点から申しますと、費用補償  
の対象となる弁護人の報酬額の算定に当たつてこ  
の事情が考慮されることとなるものと考えております  
ます。なお、この問題は刑事訴訟費用の国選弁護  
人の報酬の問題ともからめまして今後検討すべき  
問題であるというふうに考えておりまして、法制  
審議会の審議の過程でも、今後の検討の課題とさ  
せていただきたいというふうにお答えをした次第  
でござります。

○佐々木諭子君 これは局長もおっしゃったよう  
に、私はどうも贈写料のことばつかり言つていい  
ようにお思いになるかわからないんですが、実際

私の今までの未熟な経験で、引き受けた人が貧乏な人が多いせいか、なかなか贈写料のこと、いつでも弁護自身よりも贈写料の捻出のために困らなければならぬといふようなことがたびたびでござりますし、ぜひも贈写料のことにつきましては、裁判所も考えてくださるということでございまして、非常にありがたいとは思うんでござりますけれども、現実の問題として、裁判所は記録を得るのにじっと座つていても記録といふものは入つてくるわけでございまして、弁護人が贈写料を得るために大変に苦労をしなければならない。被告人が贈写料が出ないために十分に贈写ができるなくて、そのために困らなければならないということは身近な問題としてはなかなか裁判官にはわかつてもられないんじやないかと思うわけです。ですから、国会でもくどいように取り上げているわけでござりますけれども、そのあたり、今後法制審議会での議論の中にもぜひも贈写料の問題を重点を置いて御検討いただきたいと思うわけです。

それから、やはり事件ということになりますと、これは被告人の側からあるいは弁護人の側からいろいろな面で鑑定をしなければならないということも当然起つてくるわけでございます。これは捜査の御当局におかれても、裁判所に出すいわゆる公判でフルに使う鑑定のほかにも、やはりいろいろと特別な知識、専門職を持つている人たちの意見をお聞きになることも多いんじゃないかなと思いますし、特にこのごろの刑事事件はいろんな専門的な知識が必要とする。たとえば公害事件一つを取り上げてみましても、とても普通の常識的な考え方だけでは——常識といいますか、普通人の知識だけでは賄い切れない問題が大変に多いんじゃないかな。そういうことから、特別の学識経験者にいろいろとその知識を提供していただきかねくちやならないというようなことが、弁護活動の中にも大変多くなつてくるわけでございますね。御承知のとおり、この鑑定料というのもなかなかばかりにならないわけでございまして、これは警察と

か検察官から鑑定をお頼みになるのは、常時あることでございましょうから、たとえばこれは法医学鑑定一つを取り上げてみましても、もういつも頼む法医学の先生がいるというふうなことでございましょうけれども、弁護人の方からあるいは被告の方から法医学の先生に鑑定をしてもらうということは、いわばそれ一件だけのことでございままでの、なかなか引き受けさせていただくということも困難であって、かなりな鑑定料も——かなりといいますか、相当な鑑定料はお払いしなければ、これはそこ教室でも引き受けさせていただけないというようなことも起こるわけでございますので、これは鑑定料についてもひとつ御検討いただきたいわけなんですが、そのあたりはいかがでございましょうか。

○佐々木静子君 これは前の国選弁護の費用のところにも特に願い申し上げたと思うのでござります。して、まあいろいろと御努力はしていただいていると思うのでござりますが、この公判期日にたとえば現場検証に行くとか、あるいは遠隔地にある証人調べに行くと、初めてそこの地に行く弁護人というのはまずほとんどないわけでございまして、まあ検事側からの証人調べ、あるいは検事側からの現場検証の申請であつても、これはそれに応訴していくためには、事前に何回も足を運んで現地の様子もよく確かめて、あるいは供述調書と現地の状態が矛盾している個所がないかということを、これは十分に検討しなければ弁護活動ができないということは、私が刑事局長に申し上げるまでもないことでござりますし、ましてや弁護人側の申請による証人調べとかあるいは現場検証ともなれば、こちらが案内していくわけになりますから、これはたとえば普通は一回の現場検証に對して、まあ普通数回ぐらいはそれより前に足を運んで、現地の状態はどうであるか、どの点を強く主張すればこの事実が違うということがわかつていただけたであろうかとか、あれやこれやとこれは事前に調査してこそ弁護活動になるわけですが、まあそういうことは何も駄謎に説法で私が申し上げるまでもないとは思いますが、されども、これは役所にいらっしゃる方は、これは当然のこととして役所からそうした経費が出るわけでござりますけれども、弁護人の場合は、これ被告が払つてくれるかあるいは弁護人が身健手当を切つてやるかどうかしか方法がないわけでございますので、そのあたりのところもこの法案をお出したかった御趣旨などから考えましても、ぜひその点も前向きで御検討いただきたい。この点はいかがでござりますか。

的な限度というものはないと思しますけれども、同時に、制度を考えます場合に、ほかの制度との均衡ということも考えなければならない。といたしますと、さしあたりこのような費用の補償について、刑事訴訟提起されたために応訴を余儀なくされたことによって生じた直接の費用で、ほかの行政処分等の不服の訴え等において生じた費用とははつきりと一線の画せるような費用ということになりますと、やはり公判期日、公判準備という特殊例外の場合だけの費用に限らざるを得ないというのが、制度の趣旨でございます。先ほど申しましたように、絶対の範囲ではございませんけれども、現段階においてはまだそこまで、一切の費用といふところまで広げるには時期尚早ではないかというふうに考えております。

○佐々木静子君 まあいま大変に法務省当局も御努力いただいてるというふうに、私もそれはよくわかりますし、大変この法案をお出しになるについても御苦労なつたと思うわけでございますが、大体この法案をお出しになるについての年間の予算というものは、どのくらい考えていらっしゃるわけでございますか。

○政府委員(安原美穂君) 幸いにして最高裁の刑事局長が御同席でございますので、特に刑事局長からお答えいただきたい方がいいように思いますが、よろしくお願ひいたします。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) 最高裁の刑事局長でございますが、御承認をいただければ御説明させていただきたいと思いますが、よろしくおこざりますか。

○委員長(田代富士雄君) はい。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) この費用補償に要する費用というものは、これはまあ今度無罪の裁判の場合に一体幾ら要るかという見通しは、これはまあ結局過去のその事件数、それからそのときにも実際にかかった日数だとか、そういうものをいろいろ考えてやるほかないわけでござりますので、昭和四十九年に無罪確定しまして全事件につきまして、全部一々いまこの費用補償によ

つて支給されるであらうという経費を計上いたしまして、全部足し上げたわけでございますが、そうしますと、大体一億円ぐらい年間かかるということでございます。それで、今度はこの費用補償に關する刑事訴訟法の改正は、成立してから九月以内で政令で定める日ということになつておりますので、大体七月ごろからという見通しでもつて、予算は七月から手当てる、したがいまして大体七千万円余を要求しております。

以上でございます。

○佐々木静子君 これは、国もいま大変に苦しい台所のようでござりますけれども、やはり人権を守るということについて年間七千萬とか一億とかというのは、全体の財政から見るとわずかなことになつてくるんじやないか、これは大変に法務当局も御苦労なことだと思いますけれども、ぜひ実質的に補償できるようひとつと粹を広げていただくようになつて御尽力いただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、第三の補償の手続でございますけれども、これを見ますと六ヶ月となつておりますね。これは検事上訴の場合がたしか二ヶ月でございますが、それから刑事補償の場合は三年といふふうになつておるわけでござりますけれども、六ヶ月というのはちょっとこれは時期的に忙し過ぎるのではないかというふうに私は考えるわけでございます。といいますのは、私以前にも当委員会で申し上げたことがあるのでくどいようでござりますけれども、検事上訴の場合の補償というのも二ヶ月だから特に忙しいんですけれども、この国会審議で委員会でのやりとりを見ていて、一片の紙切れを判を押して出しさえすればいいような御当局もそのように受け取れるような御答弁をしていらっしゃるわけなんだし、また審議された委員の方の中にもそういうふうにお考えになつていらっしゃる方もあるいはあるかもわからぬんですけれども、これは私がわざかにやつた刑事案件でも、ここにも検事上訴の場合の上訴費用の請求書とそののをここに幾つか私の今までの自分

がやつた分を、私がやつたのは三件ぐらいですけれども、持つてゐるわけですから、これは無罪で短いちょっとの間の事件で被告が一人といふのは簡単にいきますけれども、このごろは特に集団犯罪が多くなつて被告がたくさんいる場合、しかも無罪事件で行つたり来たりしているような事件ですと、これはなかなか上訴費用の場合だけでもこれは大変な、記録も全部見ないことに書類がつくれませんし、そういうことから考えますと、私も二ヶ月で書くのに大変往生したケースもござりますので、さらに今度の場合も不拘束の場合などということになると、またそこで旅費、日当、宿泊料ということになると、何月何日に被告人はどうして弁護人はどうしてとうようなことも全部日記的に過去にさかのぼって書かないといけない。このごろですと十年以上続いているような事件もたくさんあるわけでござりますので、この六ヶ月というのをもう少しお考えになるおつもりはありませんですか、いかがでござりますか。

ひとつ補足を願いたいと思います。  
○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) 裁判所といたしまして從來の実績から見ますと、上訴費用の補償でございますけれども、上訴費用の補償の場合は、過去二百数十件のうちで一件というふうな程度でございまして、ほとんど問題がないのじやないかというふうに考えております。  
それから、六ヶ月という期間が問題になりますが、刑事補償の場合三年でございますが、この場合も大体六ヶ月以内に八〇%ぐらいはもう請求してしまっているということで、したがいまして、実績に徴すればそれはどの不都合はないというふうに考えております。  
○佐々木靜子君 これは私は二ヶ月の期限切れになつてだめになつたのが二件しかないという、最高裁の刑事局長さんのお話でござりますけれども、私は二件にしる大変気の毒だと思うわけです。というのは、いまのは、これは検事上訴がむだであつて、そうして結局補償を受ける権利を得た、私はこれをかねて言つている説なんですがけれども、それはもう請求しないでも、そういうふうなものは皆國がむしろ積極的に補償していくんやないか、そういうふうな細かいことは、請求するのも、そんなものはこれ以上いじめられて金なぞ要らぬという人も中にはいるかわからない。また、事実上訴費用の請求を現実にしている人は非常に少ないといふうに聞いているわけですが、これは金額が要らないからじやなくて、めんどうくさいからやらないわけです。やれやれ、もう裁判所でこういうふうな調べを受けることも終わつた。また出かけていくのもかなわないというような気持ちから、どうせ金額もわざかだしということで請求しないのだろうと思ひますけれども、私はこなお、不十分な点がございましたら最高裁から

れ切った無罪の判決を受けた元被告人につくらすよりも、むしろ、裁判所はどうせ判決を書くのに全部記録を読まなければ書けないのでから、そのときに一緒にそのぐらいのサービスはむしろしておいてくれていいくらいに思うわけです。判決を受ける方にしてみると、幾ら無実であっても必ずしも無罪になるとは限らないわけですから、まだ判決の出る段階に、刑事補償なり刑事訴訟の請求までは普通やらないわけですので、ですから無罪になつたら被告も弁護人もまた記録を一から読まなければならぬ、全部すみからすみまで読む必要はないでしようけれども、もう食傷で御免だという気持ちになつてゐるわけですから、私はこら辺は二ヶ月の期限がおくれた人は二人しかないといふという感覚じやなしに、せっかく請求したのに裁判所が口を差しさまれるわけにはいかないでしようけれども、今後の動向としてぜひとも下の者からお上にお願いを申し上げて、そうしてお恵みでいただきたい。そういうふうなかつこうじやなしに、これは大体国家が間違えて上訴した場合ですね、いままでのケースだと。そういうふうな場合にはやつぱり国がもつと責任を持つてやつてあげていただきたい。そういうふうな方にもう少し法務省の方でも立法を進めていらっしゃるというふうにはお考えになれないわけですか、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) 先ほど私の申し上げようが悪かつたのかもしれませんけれども、二件というのは、正確には昭和四十年から五十年の十年間で、請求人員二百三十名中一件でござりまするので、その辺御承知おき願いたいと思ひます。

それから、方式の点いろいろ記録お読みになつたりなさらなきやならぬということでおつしやる御趣旨まことによくわかります。しかし、裁判所の立場だけから言いますと、無罪の判決すぐ確定するわけではございませんので、それであらかじめ

じめやってしまうというわけにもいかないわけでございますが、それで請求の方式はこれはこの費用補償の場合も刑事補償の場合と同じようになるわけでございますけれども、これは一応書面といふことで。しかし、その書面の方式といふものには、別に法定のものがあるわけではございませんので、それで請求そのものは、それほど具体的に詳細に内容を一々書いた上でしなければならぬということはないというふうに考えておりますので、その点つけ加えさせていただきます。

○政府委員(安原美穂君) 請求を待たずに支払つてはどうかといふ御提案だと思いますが、この点につきましては、国家の公権力の行使によつて故意過失のある国家賠償の事件につきましても、請求権という形で、請求を待つて論するわけでございまして、ましてや無過失の補償でござりますから。しかしながら、なお憲法上の権利として刑事補償は認められておりるということになりますと、やはり権利といふことになりますと、請求権の行使といふ形をとるのが少なくとも現在の法体系ではそういう形になつておりますので、それを恩恵のよくな形で与えるということは、かえつて国民の意思といふものを尊重しない恩恵的福祉行政のよくな形になるのではないかと思います。まあ、それは立法論の問題でござりますけれども、私どもとしては、権利として認める以上は請求を待つて論するといふのが正しい現在における法体系としては最も望ましい形であるうと思います。ただ、問題はその請求権の行使が容易になるように、できるだけの配慮はするようすべきたと、かよう思つております。

○佐々木静子君 それから、この補償ですね、この併合罪の場合ですね。併合罪の場合の一部無罪という場合がよくあるわけでございますけれども、それについての認定はどのようにお考えに——恐らくその訴訟に要する費用というものは、これはまあ十起訴事実があつてそのうち二つが無実だというような場合は、恐らくその公判過程においてはその二つの無実を立証することにほとんどどの時

間と経費がかけられると思うわけなんですねけれども、そこら辺の補償の関係はどういうふうでございましょうか。

それともう一つは、併合罪とならなくても一つ

の犯罪、あれはどうなるんですか、一個の行為で幾つもの罪名に触れるというふうになるケ

ースですか、一部が無罪になる。そういうふうな場合は、たとえば、住居侵入と窃盜とで起訴され

た場合に、窃盜が無罪になつて住居侵入だけは有罪になる、そういうふうな場合などの取り扱いはどうなるのか教えていただきたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) いまの御指摘の場合、いわゆる実質上の併合罪の場合の併合罪の一部について無罪の場合、あるいは觀念的な併合罪、観念的競合の場合の一部についての、いわゆる一部についての無罪というような場合も含めまして、無罪となつた者に必要となつた審理に要した費用といふものは補償するというのがたとえでございます。問題は、どの部分が無罪になつたものに要した費用かという判断の問題でござりますが、これにつきましては実務の裁判例もいろいろなのがあるようございますが、私どもとしては裁判所の適切な御判断にまちたいというふうに思つておりますが、考え方としては個々の費用を見て、これは無罪になつたものに要つたかどうかということがわからば、それにこしたことではないと思ひますが、識別不可能な場合には、やはりいまのようなり回数を要しておるというような判断をして、全体を案分して、そして無罪の部分といふうに考えて補償するということを考えられるんじやないかと思いますが、詳しい実務の運用の例につきましては、できましたら最高裁からお答えいただければと思います。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) 併合罪の一部についてのみ補償の要件を満たす場合の例といつましても、行政費用の補償について三つばかりがございます。一つは、これは福岡高裁の昭和四十九年の決定でござりますけれども、この場

合のやり方は、これは無罪に關係した事実について、無罪の事実についてだけ行われた証拠調べなり何なりその期日の費用だけを補償するという考

え方でございます。

それからその次は、高松高裁の昭和四十四年の決定でございますが、これは実質的に見て有罪部以外の事実についての審理が行われた部分は補

償するという考え方でございまして、ですからその期日にほかの部分が入つておりますが、実質的にやつておればその部分は補償するという考

え方。それからもう一つは、これは大阪高裁の昭和

四十四年の二月三日の決定でござりますけれども、これは全体包括的に見まして、そしてその中で大体これくらいが無罪関係、これくらいが有罪関係というふうにして、それで全費用に対する割合で支給するという、そういう三つの例がございまますけれども、私どもいたしましては、最後の全体として見るかあるいは実質的に見ていくか、そのどちらかではないかというふうに考えております。

それから、先ほどちょっと私補償の請求の方式につきまして書面を出していただく、通常は出します。

○佐々木静子君 これは今後の改正の方も口頭で

もできるというわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) はい。今度のあれは、結局刑事補償によるということで、刑事補償が口頭でもいいことになつておりますから、ですから全部口頭でよろしいことになります。

○佐々木静子君 それから、無罪でよく問題にな

るんでござりますけれども、精神障害者による犯

罪、心神喪失中の犯罪などで無罪になつた場合

に、これは補償するのはどうかというような声もまた聞くわけなんでございますが、私どもの考え

方といたしますと、これは飲酒による事件という

ようなものは、大体において検察御当局において

も、原因において自由な行為ということで起訴されている場合が多いし、裁判所も大体そのように認定されているケースが多いんじゃないかなと思うんですが、いわゆる精神病者でございますね。

そういう人の犯罪の場合、これは精神病になりましたが、だれもいないわけでございます。

から、精神病者の場合も、これは精神病者だから補償しないというようなことには、私はしていた

だきたくない。これは普通人よりもやはり精神病の人というのは、それだけ非常に条件で劣位に置かれているわけでございますので、不利益を受け

ることがないようというのが私の希望でございますけれども、そのあたりは法務当局はどのようにお考えでございますか。

○政府委員(安原美穂君) この点は精神病患者、結

局、責任無能力者といえども行つた行為は犯罪行

為に該当するのだから、そういうものを補償する

のは国民感情に反するのじやないかという議論

も、法制審議会の過程ではございましたけれども、現行の刑事補償制度が、この場合は區別しな

いで一律に補償するということにしておりますこ

とのバランスからいまして、責任無能力の場合

は補償しないとするまでの必要はないというこ

とで、一律にこのような場合も補償するというこ

になつております。ただ、刑事補償を含めまし

て、佐々木委員のようなお考えもありますが、先

ほど冒頭申しましたように、客観的に犯罪等に該

当する行為を行つておるんだから費用補償をすべ

きではないかという議論もございますので、将来

検討はしなけれども、口頭でもいいことになつておりますが、これが大体この夏ごろには調査の結果がまとまりますので、できましたればこの秋ぐら

いには関係各省の意見も聞いた上で法務省として

実態にあるかとすることを把握する必要があると

いうので、先般来全国の検察庁に通達を発しまし

て全国的に被害者の実態把握ということを進めて

おりますが、これが大体この夏ごろには調査の結

果がまとまりますので、できましたればこの秋ぐら

いふうにお願い申し上げ、またこれは日本弁護士連合会でも総会においてそのような決議もなされており何なりその期日の費用だけを補償するという考え方でございます。

それからその次は、高松高裁の昭和四十四年の

決定でございますが、これは実質的に見て有罪部

以外の事実についての審理が行われた部分は補

償するという考え方でございまして、ですからそ

の期日にほかの部分が入つておりますが、実質的

にやつておればその部分は補償するという考え方

でございまして、ですからその部分は補償するとい

う考え方でございまして、これが恐らくわが党ばか

りじやない、各党とも被害者補償法の必要という

ことをいろいろと考えていらっしゃるんじやない

かと思うんでございますけれども、法務省とする

といまこの被害者補償法ということについてどの

よう御検討中であるか、また立案を事実お進め

になつていらっしゃるのかどうか、具体的に御説

明いいただきたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) かねてもう御案内のと

おり、犯罪の被害者補償につきましては、現在事

務当局におきまして引き続きこの制度に関連しま

す諸外国の立法例やその運用状況などについて資

料の収集、検討を行いますとともに、具体的に補

償の要件をどうするか、原因、手続、それから実

施期間をどうするか、それからほかの補償制度と

のバランスはどうかなど具體的な内容を検討して

おりますが、特にいま犯罪の被害者補償制度を実

施するにつきましては、犯罪の被害者がどういう

ことか、具体的な要件をどうするか、原因、手続、それから実

施期間をどうするか、それからほかの補償制度と

のバランスはどうかなど具體的な内容を検討して

おりますが、特にいま犯罪の被害者補償制度を実

施するにつきましては、犯罪の被害者がどういう

ことか、具体的な要件をどうするか、原因、手續、それから実

施期間をどうするか、それからほかの補償制度と

のバランスはどうかなど具體的な内容を検討して

おりますが、特にいま犯罪の被害者補償制度を実

施するにつきましては、犯罪の被害者がどういう

ことか、具体的な要件をどうするか、原因、手續、それから実

施期間をどうするか、それからほかの補償制度と

のバランスはどうかなど具體的な内容を検討して

○佐々木静子君 最後に法務大臣に、この法案を  
さることながら、被害者補償法について御見解を  
お述べいただきまして、私の質問を終わりたいと  
思っています。

○佐々木静子君 被害者補償法についてもちらりと御見解を。

質問並びにこれに対する答弁を伺つておりまして、今回提案をいたしました刑事訴訟法の一部を改正する法律案の内容は、不十分な点もあると。だが、いまの段階ではこの程度でやむを得ないのではないかと。いろいろ御指摘の点については刑事局長も申しておりますとおり、今後の検討にまたたいと。なお一層、国民の権利擁護に前進をしたいというのが私の感想であります。

○原田立君 きのうの衆議院法務委員会でわが党の沖本氏から、国民の知る権利を尊重し、灰色の高官名を公表せよと、こういう問題について質問したのであります。が、沖本氏は、政治的道義的立場から事件の真相究明を求める国民の知る権利を含む国会の要求が刑事責任追及の立場から資料を秘密扱いにする公益よりも優先する最大の公益であると、こういう所信述べたのでありますけれども、これに対しても稲葉法務大臣はいかお考えですか。

○国務大臣(稻葉修君) 国民の知る権利、具体的にロッキーード事件について言えば、一体だれが、

受け取った方は大体疑いが非常に濃くなってきたが、知りたいと、こういうふるい権利を擁護するのが非常な公益じゃないか、公益というのは多分あれでしょ、それが綱紀肅正、それから政治净化、そういう民主政治の根本につながる重大な公益じゃないか、そっちの方がはるかに上じやないかと思う意味の御質問なんです。それはもつともだと思います。そういう点について総理大臣もしばしば答弁しておりますように、この事件は法律的な面と政治的、道義的な面がありますから、両方追及し、解明しなけりや國民は納得しませんね、そういう意味で、沖本さんの質問は、まあどつちかというと、私にはこういうふうにとれる——政治的道義的責任の方が大事で、刑事責任は、そんな少しまあまあというような感じに受け取れましたもんですから、ああいうふうな答弁をいたしました、昨日は、ただ、先ほど佐々木委員の質疑、それから刑事局長の答弁を聞いた後の私の見解を述べましたとおり、決して政府は政治責任を追及すれば事足りりというのではないんであります、まず第一にクロというものをはつきりしなければ灰色もシロもはつきりしない。クロがはつきりした段階で、いわゆる灰色とか、そういうものが出てきた場合には、あの議長裁定にあるように、刑事訴訟法の立法の趣旨をも踏まえて最善の御協力を政府はいたしますと、こうなつておるんですから、政府のうち最も責任ある法務省として最善の協力することは当然でありますと、それがしかし、刑事訴訟法全体を貫く立法の精神、人権の擁護という重大な任務を法務省は持つておるわけありますから、そういう点も踏まえて利益への比較考量を慎重かつ熱烈にやる段階が来る、こういうことを申し上げた。いまは、まあひとつ、クロをつかまえることに一生懸命になつているんですから、ある段階まではひとつ御信頼を申し上げたわけです。同じことを原田さんにも申し上げます。

○原田立君　刑事訴訟法第四十七條の非公開原則の例外規定である後段の「但し、公益上の必要その他他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。」とする、いわゆるただし書き部分の「公益上」の判断については、検事総長に對して指揮権を持つ法務大臣及びこれを指揮監督する内閣総理大臣も理論上可能との判断をきのうの衆議院法務委員会で安原刑事局長は答弁なされたるわけでありますから、確認の意味で伺います。が、いわゆる灰色高官名の公表は総理大臣または法務大臣の判断でできる、こういうことでしようか。

○國務大臣(稻葉修君)　理論上は、法律にあるわけでありますから、できるという昨日の刑事局長の答弁は、私もそのとおり正しいと思います。

○政府委員(安原美穂君)　いまの原田委員のお尋ねが、刑事訴訟法四十七条に基づく例外規定としてのただし書きの運用を法務大臣なり総理大臣がができるかというお尋ねでござりますれば、これは書類の保管者が公開をするかどうかという実際のことをやるわけでござりますから、あくまでも検察官が公開を、公にするかどうかをという実体的な行為をするわけでございます。ただ、これは検察の事務でござりますから、きのうも申し上げましたが、そういうことを公開しろということを、理論的には、検察庁法十四条を通して法務大臣が指揮することはできる、それをまた、内閣の首長としてあって検察権という行政権の行使の最高の責任者である総理大臣も、法務大臣を通じて法務大臣の指揮権の発動を指揮することもできるのである。ということを理論的に申し上げたわけであります。が、実際にそうするかどうかということは別問題でございます。

○原田立君　すでにアメリカ側の資料についても、一部を除き、捜査当局の手元にそろっていることだと思いますが、また日本側の捜査についてもかなり進展している今日、被疑者の数はどれくらいに及んでいるか。先ほどは百人以上と佐々木委員にお答えがあつたわけですが、大分に

ちもたつてあるし、たとえば百二十人以上であるとか百五十人以上であるとか、そこの辺のところを、時日が経過していれば何らかの御表明があつてしまふべきではないんだろうか、あるいは捜査はどの程度まで進んでいるのか、その点についてお伺いしたい。

○政府委員(安原美穂君) 重大な関心を持つてただくことはありがたいわけでございますが、先ほど大臣も申しましたように、いまの段階はまさに真相の究明をするということに目的があるわけでございまますので、そういう意味において捜査の内容をできるだけ秘匿することが捜査の目的を達成するために利益であるというのが私どもの判断でございまして、そういう判断から余り具体的なことを申し上げることは御容赦願いたい、御猶予をお願いをしたいと思いますが、先ほど申しましたように、百人以上の参考人を、関係者を取り調べており、かつ、すでに明白になつておりますように、被疑者といつましても、児玉譽士夫、それから警察当局が主としてやつております外國為替管理法の関係では丸紅の伊藤、大久保両名が被疑者ということになつておるわけであります。なお、それ以上の被疑者があるかどうかは、いまの段階ではひとつ御容赦を願いたいと、かよう平にお願いを申し上げます。

○原田立君 五日の新聞報道によりますと、灰色の政府高官名の公表について具体的手順、法的根拠、範囲等について検討は終了しているということが報道されているのであります。具体的に検討内容について御答弁いただければ御答弁いただきたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) まず、事実としてそういうことはございません。いまはいかにして黑白を明らかにするかといふ方向に検察の全精力が向いておりまして、終わった後のことをまで考えている、ある意味においては、余裕もございませんし、また、そういう事態もまだ予測する具体的な段階に達していないと思います。

○原田立君 一部公表の対象についても、刑訴法四十七条规定書きの立法趣旨と捜査、訴訟ある

いは人権問題、国民世論等々、多方面からの配慮を検討して、資料のうち公表可能なものを取捨選択の上、形式は別にして何らかの方法で公表の道が開かれているということを聞くのでありますけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(安原美穂君) 具体的なロッキードの関係において、いま御指摘の資料というものの公表につきましては、まず、アメリカから渡された資料につきましては実務取り決め、基本的に法に基づく御要求がございましても、それを提供するわけにはいかないということをございます。なお、その他日本の捜査当局が入手いたしました資料につきましては、御指摘のように、刑事訴訟法四十七条ただし書きに該当して開示すべきかどうかを、その具体的な段階において判断をする。したがつて、理論的にはそういうこともあり得るわけだと思います。ただ問題は、いまだかつて検査当局が入手した資料そのものを国政調査権の御要求があるからといって出した前例はございません。

○原田立君 資料のうち、公表可能なものを取捨選択して、要旨としてメモ化して何らかの形で公表すると一部報道されておりますけれども、いかなる形で公表するのか、公表する場合には検事総長に対して指揮権を持つている法務大臣が行うのか、それとも総理大臣が行うのか、その点はいかがですか。

○政府委員(安原美穂君) それは全くの推測の記事でございまして、事実としてそういうことはございません。そういう段階ではありませんので、そういうことも検査当局としては考えていないはずでございます。問題は、したがつて一般論としてのいろいろな公表の仕方、いわゆる総理大臣あるいは法務大臣すべての方々は、資料の公開といふことにつきましてそれが検査上入手された資料に関する限りは、やはり総理大臣といえども、行政権の行使に関して検察官を監督する以上

は、検察官は四十七条の規定の趣旨に縛られるわけでありますので、それを監督される総理大臣もやはり四十七条の規定の趣旨は踏まえていかなければ、その点はいかがですか。

○政府委員(安原美穂君) 具体的なロッキードの関係において、いま御指摘の資料というものの公表につきましては、まず、アメリカから渡された資料につきましては実務取り決め、基本的に法に基づく御要求がございましても、それを提供するわけにはいかないということをございます。なお、その他日本の捜査当局が入手いたしました資料につきましては、御指摘のように、刑事訴訟法四十七条ただし書きに該当して開示すべきかどうかを、その具体的な段階において判断をする。したがつて、理論的にはそういうこともあり得るわけだと思います。ただ問題は、いまだかつて検査当局が入手した資料そのものを国政調査権の御要求があるからといって出した前例はございません。

○原田立君 資料のうち、公表可能なものを取捨選択して、要旨としてメモ化して何らかの形で公表すると一部報道されておりますけれども、いかなる形で公表するのか、公表する場合には検事総長に対して指揮権を持つている法務大臣が行うのか、それとも総理大臣が行うのか、その点はいかがですか。

○政府委員(安原美穂君) それは全くの推測の記事でございまして、事実としてそういうことはございません。そういう段階ではありませんので、そういうことも検査当局としては考えていないはずでございます。問題は、したがつて一般論としてのいろいろな公表の仕方、いわゆる総理大臣あるいは法務大臣すべての方々は、資料の公開といふことにつきましてそれが検査上入手された資料に関する限りは、やはり総理大臣といえども、行政権の行使に関して検察官を監督する以上

だね、きのうの新聞に、十遍会ったなんて言うけれども、まあ見たというのが十遍くらいで、見ただというのが。会って話をしたというのがね、まあ私の記憶では三回くらいですな。一度は、二十年くらい前に、春秋会という派閥がございまして、派閥の大将は河野一郎さん、この人のところへ彼が訪ねてきたときに、大せいいました中で紹介された、これが一度。それからその中では、ときどき彼は来ておったようですがからね、そういう点で、見た回数はわりにありますな。口をきいたというところまではいきませんけれども。それから河野さんの葬式のとき。それから河野さんが死んで、春秋会が二つに分裂して、まあいわゆる中曾根派と森派というものになつたんです。そのとき以来縁は大体切れましてね。ことに総裁選挙で佐藤總理三選のときに、いろいろその総裁選挙にこういう児玉譽士夫と仲のいい財界の人から干渉がましまつたんですね、全然。行き来なし。

ところが、あのジャパンラインと三光汽船の業務協定をめぐる何だか争いありましたな。私、経済のことは知りませんけれどもね。株の売買とか、そういうことは知りませんけれども。そういう事件のさなかに、忘年会の席上へ女中がやつて来て、児玉さんという人を御存じですかと言っただら、知っていると。ぜひ至急に会いたいと言うて応接間で待つてますからと。それから行つてみたんなら彼なんですね。それはね、大して今までそんなことについて話したことない、そういう具体的な今度は事件についてね、あなた河本さんと非常に親しいんで、あなたから河本さんに言えば彼はうんと言わざるを得ぬ間柄であるということをおかれ調べて來たんだというふうな調子でね、言うかね、いやそれはおれに言うてもだめだねと言つたと、そういう商売のことはおれ全くだめなんだから、おれに言われてもだめだねと。じゃ紹介だけしてくれと、こう言うから紹介してやつたと、

こういうことでござります。そのことはね、まあこのロックード事件が起きてから週刊文春といふものに載っておりますわな。あのとおりなんですね。稻葉のところへ行つたけれども、はしにも棒にもかからなくて失敗したと、そして別の人とのころへ行つた、それが成功したと、こういう記事、そのとおりなんです。そのとおり。

しかし、こうなつてきますとね、そういう事件があつたことは事実なんだからな、そういうことが。そういうことで口をきいたと。彼は、そういうことが非常な彼のあれですな、活動の中心のようでございますね。会社の内部に入つて、まあ繪合屋と言つちや悪いけれども、それに近いような、そういう者と、そういう事件について会つたということがあるんだね。そうして今度の事件だもの。これは本当に何の因果かと思う、わしは。(笑声)まああれでね、済んだと思っておつたら、きのう、あの文春でいろんな人が来たら、よく説明したんで、これで済んだと思ったら、また国会の法務委員会のその質問に出されてぎくつといたよ。

これはあれだなと、とにかく私も政界人に長くいますと、いろんなのと会っていますわな。それから国民のうちには、私は全然知らない人で向こうが知っている人、それから向こうも私も知つている人、それから私は知つていてるけれども、向こうは知らない人、こういろいろあります。向こうも私も知つていてる人の中に、法務大臣と被疑者児玉謙士夫と、こうはまつたからね、まことにざんきにたえなければども、これ、そういうことなんですがございまして、したがつて、こういう事件がなきや、まあそれはしようないじゃないかと言わわれると、まるからもしらぬけれども、こういう事件があると、しようないじやないかではどうもよくないね、これは。ただ、こんなことで被疑者に同情したり、またそれがために被疑者に憎悪に燃えたり、いまの心境ではそういうことでござります。ただ、あれで済んでいたと思ったら、またあの日開

を新聞に書かれる。新聞を新聞に書かれるとは思  
わなかつたんだ。だから、新聞社は旧聞社になつ  
たのかなと思うぐらいた。閣議後の会見なんかで  
も、今度、新聞記者会見でなくて旧聞記者会見と  
言おうと思つてゐるぐらいた。そういうことでござ  
いまして、ざんきにたえません。ただしかしこ  
れ、悪運みたいなものでございましてね、それが  
ために、しかし世間一般から、あの法務大臣は怪  
しいやつだというふうに思わないでいただきた  
い。ことに同僚である国会議員の皆さんからは、  
どうかそういうふうに見ないでいただきたいとお  
願いするわけです。これから国民の皆さんにもそ  
ういうことなんだということを言うて、誤解を解  
いてまいりたい。罪滅ぼしだからね。罪滅ぼしつ  
て、おれは罪を犯す気持ちはなかつたんだけれど  
も、悪意はないんだけれども、何の因果かと言  
いたい。何の因果かこういうことになつちやつた。  
まことにざんきにたえません。

した訴訟の費用については、無罪の場合には補償すべきではないか、それから刑事の訴追を受け、拘束は受けなかつたけれども、刑事被告人の立場にあつた者で無罪になつた者については、拘禁を受けなくてもその間における精神的、物質的損害については補償する、いわゆる非拘禁制度を設けるべきではないかということが国会の審議においてしばしば繰り返されまして、それに沿うような法律案が三回にわたりまして日本社会党から提出をされました。しかし、いずれも審議未了となつておりました。そこで、その間におきまして政府といたしましても、法務大臣あるいは政府委員から再三にわたりまして、非拘禁補償についてはなおいろいろな点で困難な問題があるけれども、費用の補償については、いわゆる前向きで検討したいという答弁をいたしまして、そして昨年の三月の三十一日に法制審議会に対しまして、無罪になつた人の刑事訴訟に要した費用の補償をすべきかどうかということについての諮問をいたしました。そういう制度を採用すべきだという法制審議会の答申が昨年の十二月の八日に行われまして、その答申の線に沿いまして今回の提案をしたというのが経緯でございます。

それから、その根拠は先ほど提案理由説明として大臣から申しましたように、罪を犯したとして公訴を提起された者は、公判廷への出頭を義務づけられるだけでなく、防護活動を行うためには弁護人を選任してその補佐を受ける必要が生ずるが、それは相当多額の費用を要するので、少なくとも無罪の判決が言い渡されて、結果的には不当な公訴の提起を受けたことが確定した場合には、その者が訴えに応ずることを余儀なくされたことによつて生じた財産上の損害については、これをその当該被告人であつた者に負担させるのは公平の原理から言つてそれを耐え忍ぶを忍むをする限度を超すではないか、それは公平の精神からいつてその限度の費用は補償すべきではないかというのが理由でございます。

○原田立君 改正案に伴う予算措置とその内容はどうになっているのか、あるいはまた本年度

における費用補償制度の運用での補償を受ける者はどのぐらいと推定なさつておられるのか、その点はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(岡垣熟君) これは先ほど申し上げましたとおりに、年間の費用補償に要する費用としては約一億円と、そして本年は七月以降ということで大体七千万円というふうに見ておるわけでございますが、その根拠になりまして数字は、これは昭和四十九年に無罪が確定した事件につきまして、この刑事訴訟法の改正法によつて、費用補償によって支給されるであろう旅費、日当、宿泊費、報酬等をいすれも計算してそれを足し上げたことになりますので、その基礎になっておりますのは、四十九年の無罪件数約三百三十件ということです。ですから、この無罪件数というのは、年度によって変動がございまして、じやことし四百三十件で済むのかといふ問題がござりますけれども、そんなに変動はないと、いものというふうに考えておるわけでござります。

○原田立君 現行の刑事訴訟法が昭和二十四年一月一日施行からまる二十七年も経過しております。しかし、今まで検察官上訴事件における費用補償の場合を除き、無罪の裁判が確定した者に対する費用の補償制度が確立されなかつた理由について、過去何度も指摘しておるところと云ふことでありますけれども、今回やつとこのような措置がなされた。余りに遅きに失るではないか、と思うのでありますが、いかがですか。

○政府委員(安原美穂君) その点は、先ほど提案理由にもございましたように、現行の補償制度では、いわゆる無罪となつた者が拘禁を受けた、あるいは刑の執行を受けたという場合におきましては、憲法上の権利としてその拘禁による精神的・物質的損害の補償をするということが、憲法上の制度としてござります。なお、検察官その他ののな意、過失によりまして公訴を提起されました場合は、憲法上の権利としてその拘禁による精神的・物質的損害の補償をするということが、憲法上の制

れるというのが現行の制度でございます。なお、そのほかに検察官のみが上訴をした結果、その上訴が取り下げられるいは棄却された場合の費用の補償については、現在も補償の制度がござります。まあそれはそれなりに憲法上の権利あるいは不法行為による損害賠償ということで当然にそれは認められるべきものでございましたし、上訴の場合におきましては、いわば第一審の判決を尊重してみだりに上訴をしないという要請から考えま

すと、検察官があえてそれを上訴したが結局検察官の主張が通らなかつた場合においては、そのような訴訟に要した費用を国民に負担させるのはそのための受忍の限度を超すというのが現在までの刑事訴訟で考えた考え方でございまして、要是補償するかどうか、まあいつも申し上げることでございまして、するけれども、民主主義の体制下におきましては司法制度というものものは國民のために國民が支えていく制度でございますから、何らかの意味において國民はその運営については負担をしてしなければならないであろう。しかし、そこまで負担させるのは國民としての受忍の限度を超すではないかというふうに思はれた場合に、補償といううとを特別に考えるというのがこういう制度の行き方であろうと思います。そういう意味におきまして、そのどこまでが受忍の限度を超すかどうかと、いうことは時代とともに移り変わる相対的な観念であろうというふうに考える所以あります、今日の情勢におきましては、無罪になつた者の刑事訴訟法の応訴について余儀なくされた費用につきましては、それを補償するのが公平の精神にかなう、逆に言えば、それを負担させるのは國民の受忍の限度を超すということで今日ただいまこれを提案をいたしておるというのがわれわれの考え方でございます。

約五百人前後に対し、刑事補償の支給を受けた者の数は百件以下と非常に少ない数になつております。この点についての見解はどのように認識しているのか、あわせてお答え願いたい。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) 最近の全部無罪の裁判の言い渡しを受けて確定した人員の数を申し上げますと、昭和四十九年は先ほど申し上げましたとおり四百三十名ということで、四十八年が四百六十四、四十七年が五百三十二、四十六年が四百六十四、四十五年が六百二十三、四十四年が五百二十一というふうになるわけでございますが、そのうちで刑事補償の請求をした人員といふものは、これは地方裁判所で見ますと、四十七年に三十八名、四十八年に六十名、四十九年に四十七名となっておりまして、簡易裁判所では、四十七年なし、四十八年六、四十九年一。

それでは、一体どれくらいの割合の者が請求しているかということになるわけでござりますけれども、それをそのままぱりの統計ではないわけでもござりますので、推定するほかはございません。推定する場合には、結局無罪の裁判が確定した事件の受理時の身柄拘束率といいますか、身体拘束率ということを考えてみるとございまして、その身体拘束率を無罪の裁判で確定した者に掛けまして、そして大体これだけのものが請求できるであろうという数字をはじき出しまして、そして計算してみると、大体平均しますと、地・簡裁平均して五三%ぐらいの者が刑事補償の請求をしておると、こういうことになるわけでござります。

○原田立君 現行の刑事補償法第一十五条では、免許または公訴棄却の裁判の場合においても刑事補償を受けることができるようになりますけれども、しかるに、今回の改正案では費用補償の対象となる者は無罪の裁判が確定した場合のみに限られており、条項から外されてしまいます。また、実質的に無罪と認められるような場合にも補償の適用から除外されております。これらの内容が入らなかつた理由は、一体どこにあるのか、その

○政府委員(安原美穂君) これは先ほど佐々木委員の御質問にお答えいたとおりでございまして、法制審議会の審議の過程におきましては、免訴、公訴棄却の場合も一律に補償すべきではないかと、いう議論もございましたし、いま御指摘の刑事補償法二十五条と同じように、免訴、公訴棄却で実質無罪と認められる者について補償すべきではないかという議論もございましたが、まあ要するに、免訴、公訴棄却の場合、すべてを補償すると、ということは、免訴、公訴棄却の理由にもいろいろございまして、たとえば免訴の場合におきまして、それは行為当時は犯罪であったが、その後の法令の改正で刑罰が廃止されたとか、あるいは大赦になつたというようなことで免訴になつたという場合、実質行為当時においては犯罪であったものについて費用補償するのは行き過ぎではないかといふ、というような議論も出てきますし、公訴棄却の場合でございましても、「一審有罪であつたが二審にいたる間に死んじやつた」というようなことで公訴棄却になつたというようなものについて補償するなどということは、行き過ぎではないかといふようなことで、一律に免訴、公訴棄却の場合に補償するのは少なくとも行き過ぎであるというようなことでその議論は受け入れられなく、ほとんど少數の意見に終始したわけでございますが、この点につきましては、先ほど佐々木委員のお尋ねにお答えいたしましたように、刑事補償法二十五条と同様になすべきではないかという意見はある程度の支持は得たわけでござりますが、この点につきましては、先ほど佐々木委員のお尋ねによれば、刑の執行という重大な損害である。しかしながら、費用補償の場合は、要するに適法に公訴の提起があつた者につきまして、その公訴を余儀なくされたことによって出た費用を無罪の者について補償するということでございまして、その応訴によつて余儀なくされた費用の支出ということ

は、いわば損害の程度において比較的軽微ではな  
いかということ、もう一つやっぱり身柄の拘束  
を受けたというようなことは、社会一般がその者  
が犯人であるという強い印象を持つというのが通  
常であるから、もし無罪であればこれはできる限  
り実態に即してその名譽を回復する必要があると  
いふようなことで、免訴、公訴棄却の場合でも、  
無罪であれば刑事補償することによって、それを  
公にすることによって名譽の回復を図るということ  
がより必要だ。しかしながら、費用の補償につ  
いては、いわば訴訟の勝ち負けに応じましてどち  
らの当事者に負担させるのが公平かというような  
問題であるという意味において、名譽の回復とい  
うようななどの意味もないというようなことか  
ら、趣旨から言って、損害の程度から言って、刑  
事補償の場合とは比較にするべく差異があるとい  
うことと、もう一つは実際問題として免訴、公訴  
棄却という、いわゆる広い意味での形式的な裁判  
で終わったものについて、無罪であつたかどうか  
ということも明らかにするためには、また無罪か  
有罪かということを実質的に判断をしなければ  
ならない。それをお裁判所の決定手続でやるとい  
ふことが、ねらいとするところと手続とマッチしな  
いというようなことで、恐らく非常に時間と要す  
るであろう。それも刑事補償のような場合、たと  
えば未決の拘禁とか刑の執行というようなことを  
受けた者の名譽の回復を含めて、損害の算定とい  
ふことであれば、損害の補償ということであれ  
ば、ある程度長期にわたつてもやむを得ぬが、適  
正、迅速にやることの要請の強いこの補償法の補  
償の場合にまでそれを広げるのは制度としては妥  
当を欠くではないかというような三つの点か  
ら、法制審議会におきましてもこの二十五条と  
同様な規定を置くべきだという意見は、法制審議  
会における総会の採決におきましてもたつた二票  
の支持があつただけでございまして、やはり原案  
が正しいというのが法制審議会の考え方でござい  
ましたが、それを受けまして私ども政府案とし  
てはその法制審議会、多数の御意見に従いまし

て、刑事訴訟費用の補償については免訴、公訴棄却の場合を含めるべきではないということで提案をいたしました次第でござります。

○原田立君 いろいろと説明があつたわけであります、刑事補償法では免訴及び公訴棄却の裁判があつた場合には補償することが明確に定めてある以上、今回の改正案の条項にも含むべきであると、このように私は思うのであります。さらに、その実態が無罪と認められるような場合についても補償の対象に入るべきであることを強く主張

しておきたいのであります。見解をさらにお伺いしたい。

○政府委員(安原美穂君) そういう御意見があつたことは先ほど申し上げたとおりであります。が、費用の補償というものの性質にかんがみまして、そこまで行う必要はないということことに結論としてはなつたわけでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、刑事補償の実際の運用と見まごとに、そこで裁判所は免

訴、公訴棄却になつたものについて、有罪か無罪のことを判断を実質上の審理をしてやつておるわけではございませんで、結局は書面審理におきまして無罪であることが明らかな場合にのみ補償の対象になつてゐることは、従来の実績で明らかなわけであります。たとえば一審無罪であつて二審が継続中に死亡したというので公訴棄却になつたというようなもの、それは一審で無罪という実体的な裁判があつたわけでありますから、その書面を見ればある程度は簡単にわかるわけです。  
もう一つは、公訴を提起されて審理中に死んでしまった場合を見ますと沙汰して裁判所は免訴、公訴棄却になつたものについて、有罪か無罪のことを判断を実質上の審理をしてやつておるわけではございませんで、結局は書面審理におきまして無罪であることが明らかな場合にのみ補償の対象になつてゐることは、従来の実績で明らかなわけであります。たとえば一審無罪であつて二審が継続中に死亡したというので公訴棄却になつたというようなもの、それは一審で無罪という実体的な裁判があつたわけでありますから、その書面を見ればある程度は簡単にわかるわけです。

て公訴棄却になつた。しかしながら、共犯者がありまして、その共犯者の無罪が確定したという場合は、共犯者の実体裁判の結果をそのまま援用すれば無罪であることがわかるというようなこと。あるいは労働事件でございますけれども、公訴提起中にほかの事件で、最高裁判所でそういうものが罪にならぬということがわかつたので、公訴の取り消しをした結果公訴取り消しになつたと、

書面の審理で簡単にわかるものだけが補償の対象

いう考えであります。

象になつておるというようなことがら考えますと、必ずしも運用の実績におきましても、そうう規定を設けても決定手続の性質上、公平に補償をすることができないじやないかというような議論もございまして、その確定判決がある場合だけ免訴、公訴棄却でも補償すべきではないかとして議論も、ケース・バイ・ケースで他人の裁判によって影響を及ぼすのは不當であるとか、あるいは偶然的な要素で補償するかどうかが決まるのは不當ではないということで、そういう提案も支持されなかつたというような経緯がございまして、現

在の段階におきましては免罰、公認棄却の場合無罪と認められる場合にまで広げるという必要ないというふうに考えておる次第でござります。  
○原田立君 無罪の解釈と関連して、一部無罪についての問題についてはどのように判断するか。刑事補償法の第三条二号には、「一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の裁判をへた場合、裁量的に補償を除外しないし減額すべく」とあるとしております。刑事補償法と改正案での用補償の関係についてどのように対処されるか、お伺いしておきたい。

刑事補償法では拘禁の理由となつてゐる事実の一部が無罪となりましても、有罪となつた事実だでも拘禁し得たと認められます場合がございす。このような場合にまで補償することは國民感情に反するということ、御指摘のように刑罰を去る第三条二号は、補償の全部をこよ一邦

いう考えであります。  
○原田立君 今回の制度の趣旨は、刑事補償法の充実にあると思うんであります、刑事案件では捜査、公判記録の賃写など反証資料の収集など防御活動に多大なる努力と費用を必要とするわけであります。にもかかわらず、これらの費用は補償の中から除外されているわけありますが、この点については先ほど佐々木委員も質問がありましたが、この種の費用のウエートはかなり大きなものであり、弁護人の報酬とは性格を異にするものであります。当然費用補償の中に含まれてあたりますものであると考えるわけであります、入られる意思はないのかどうか、また除外した理由は何であったのか、その点をお伺いしたい。  
○政府委員(安原美穂君) この点は、現在国選弁護人の報酬の支払いの場合におきましても、いまの御指摘の記録の賃写料等の費用は、その国選弁護人に対する報酬の中でそういうものがあれば、報酬額を定めるに当たって適当に参照されるといふ扱いが最高裁判所刑事局長、經理局長連名通達によつて運用がなされておりますので、これと同じ問題として、さしあたりはそういう費用がございましても、私選弁護人の報酬として――費用補償する場合に、そういう費用があれば報酬額の算定に当たつて考慮すべきだという考え方であります。それは先ほど申し上げたとおりでございますが、国選弁護人の報酬額の関係において考慮される、結局刑事訴訟に関する費用法の内容の問題とも絡む問題でござりますので、御指摘のように相当費用の要する事柄であり、かつ当然に必要な経費であるというようなことも考えられる点からいしまして、単に報酬額の中に入れるということではなくて、将来の制度改正の問題としては検討をするに値する重要な問題であるというふうに考えております。

何といつても弁護士に関する費用であります。今回の費用補償制度の新設に伴い、どの程度まで補償されるのか。刑事訴訟費用に関する規定を適用することになると、国選弁護人並みの補償しか期待できないわけがありますが、これではこの制度の趣旨である刑事補償の充実という金看板からはほど遠い結果となり、余り意味がないのではないか。か、こういうふうに判断するわけであります。ちなみに、国選弁護人をこれから自分で頼んだ私選弁護人、その費用については非常な格差があります。それを国選弁護人並みではいまも申し上げたように刑事補償の充実という面ではほど遠い感じを持つわけであります。この点についてはいかがですか。

○政府委員(安原美穂君) この法案では弁護人であつた者に対する報酬の額といたしましては、御指摘のとおり刑事訴訟費用等に関する法律第八条第2項によりまして「裁判所が相当と認めるところ」によつて算定されることになりますので、したがいましてそのような算定につきましては実際問題としてはいま御指摘の国選弁護人を付されたときの被告人との均衡を考慮いたしますと、国による補償の額は国選弁護人の通常の報酬額を一応の基準として決定するのがむしろそういう意味においては公平にかなうものと考えております。問題は、したがいまして国選弁護人に支払われる報酬の額が相当かどうかということとの均衡の問題ということになりますて、根底におきましては国選弁護人の報酬額を引き上げるべきかどうかかとどうかという問題にも絡む問題でございますが、いまのこところわれわれいたしましては国選弁護人の報酬額との均衡において、それを基準として私選弁護人である今回の場合の補償の対象となる報酬額も決められるものと考えております。

○原田立君 刑事局長、いまお話をありましたように、国選弁護人のその費用は非常に低いと。これを上げることも検討しなけりやいけないといふような意味のお話ありましたけれども、それは近い将来には検討されるというふうに理解してよろ

しいですか？

○政府委員(安原美穂君) 法律は相当と認める額となつておりますので、相当とは何かということでも先ほど申しましたように非常に相対的な問題で、裁判所御当局では年々歳々この報酬額の引き上げには予算上の努力をしておられるわけでございまして、詳しくは岡垣刑事局長からその辺のいきさつをお聞きいただければ幸いと思います。

○最高裁判所長官代理者(岡垣勲君) 最高裁判所といたしましては、国選弁護人の費用というものが御指摘のとおりに現在必ずしも刑事案件の担当の弁護人に対してどれくらいお支払いすべきかという観點からだけ見た場合に、決して満足すべきものではないということはよく承知しております。できるだけこれを増額したいということで毎年増額には努力しております。しかし、まあこれ全般とのバランスということもあります。なかなか刑事案件という立場だけから見た増額といふものは一足飛びにはいかないわけでございます。まあ逐次目標に向かって努力するということです。

それからなお、確かに最高裁判所の方で国選弁護人に対して支給する費用ということで一定の基準を示してはおります。三開廷ぐらいなら大体これくらいと。しかし、まあそれはあくまでも基準でございまして、事件の困難さとか、あるいは先ほどお話をありましたように担当された国選弁護人の方のいろいろな事前準備の大変な状況だから、そういう個々の事件の補正に応じて裁判所が適当に裁量できるようになつておりますことをちょっとつけ加えさせていただきます。

○原田立君 時間になりましたので最後にしたいと思いますが、また複数の弁護士を依頼した場合の補償はどうなるのか。第百八十八条の六に「裁判所は、公判準備又は公判期日に出頭した弁護人が二人以上あつたときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、前項の弁護人であつた者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他一部の弁護人に係る者に限ることができる。」と弁

○政府委員(安原美穂君) 御指摘のように複数の弁護人がおられましても、それが当該事件の防衛活動として必要かつ合理的なものと認められる限りは、いかに多数でございましても弁護人全員の旅費、日当、宿泊料が補償の範囲に含まれるべきことは当然でございますが、まあ事件のむつかしさ、やさしさ、あるいは弁護活動の実際の状況等を見て、多数の弁護人が同時に出頭なさることが必ずしも防御活動として必要ではなかつたと認められるような場合、すなわちはつきり申し上げれば、不必要に多数の弁護人が出廷して、いわば過剰と申しますか、重複した弁護活動を行うというような場合も絶対ではないということを考えまして、そのような場合にはある程度補償の範囲を一部に限定することが国の行う費用補償制度の趣旨に合致するのではないかという配慮から、このようないく規定期が置かれたわけであります。そういう意味におきまして、たとえば旅費、日当、宿泊料を刑事訴訟法の三十三条にござります複数弁護人のある場合の主任弁護人に限ると、あるいは一部の弁護人、たとえば副主任弁護人に限るというようなことにして補償することができるよう配慮したのがこの規定でございます。

○橋本敦君 最初に、法務大臣に一点だけたたずいておきたいのですが、刑事訴訟法の基本的な趣旨、精神について、現在しきりに基本的人権とか被疑者の名譽ということを重んずるという立場でのお話をございます。それがいまのロッキード事件の資料を公開しないということの一つの法務省側の支えになつてゐる議論になつておりますが、刑事訴訟法の本来の基本目的は、第一条で基本的人権の尊重を図りつつも、実際にこの基本目的は「事案の真相を明らかにし、」真実と真相の解明だということは明らかではないかと思いますが、大臣いかがですか。

○國務大臣(稻葉修君) 刑事訴訟法第一条を根拠としてのお尋ねは、まことにそのとおりだと思います。役所全体の機構等について、ごらんのとおり法秩序の維持と相並んで人権擁護局なんという局もあるわけです。それから、矯正局の所管する監獄法の執行事務、まあ将来の監獄法については改正案もどんどん進んでおりますが、これは非常に人権を擁護する方の方向に行つておりますことは御承知のとおりです。そういうわけでございまして、役所全体としては一方を、法秩序を厳正に維持する。一方は国民の権利の擁護。これは憲法第三章に、新しい日本国憲法に、旧憲法と違う最も重点でございますから、それを受けた刑事訴訟法でござりますから、そういう点も重視するわけにはいかないという意味で申し上げているんですね。りまして、人権擁護、擁護、擁護と言うて、真相究明の方がおろそかになるようなことは絶対あってはいかぬと、こういうことは申し上げることができます。

○橋本敦君 まさにロッキード疑惑事件で問われているのは真相解明の努力でありますね。それはそれとして、先ほど児玉譽士夫との関係で、大臣は大変率直にざっくりばらんに心境及び事実をお話しさになりました。ざっくりばらんなお方ですから私もざっくりばらんにお伺いしますが、児玉の関係者である太刀川氏が中曾根さんの秘書としておられましたという事実は、これはつきりしている。そういう

う関係で、この太刀川さんとも大臣は御面識があると思いますが、いかがですか。

○國務大臣(稻葉修君) 彼が中曾根事務所におつたころは知りませんでした。中曾根事務所へ来て、それから彼が中央大学に入学したいという希望を持ちました。そのときに中曾根康弘氏から紹介されて面識あります。

○橋本教君 その太刀川氏が児玉の関係企業に関する係をする、あるいは児玉の実際上の秘書になつておるという状況になつて以後、会つたことはありますか、ありませんか。

○國務大臣(稻葉修君) ありません。

○橋本教君 ところで、もう一つ率直にお聞きをしなければならぬのですが、問題の人、小佐野賢治氏ですねこの小佐野賢治氏とお会いになつたことはありますか。

○國務大臣(稻葉修君) 一度も会つたことはございません。

○橋本教君 しかし、小佐野賢治氏は財界でいろいろな重要なことをやつておられますので、虎の門事件その他、この人の名前はつとに御存じですね。

○國務大臣(稻葉修君) 名前は聞いて知つております。

○橋本教君 ところで、問題はこの小佐野氏が今度のロッキード疑惑事件で果した重要な役割りに関する問題なんですが、これは言うまでもなく米上院のチャーチ委員会でコーチャン自身が明確に語つてあるわけです。これは私がここで繰り返しますが、これは言つても少なくとも、小佐野氏の株の取得状況を見ますと、たとえば全日空の株で言えば昭和四十四年の九月の終わり、このころはわずか九万四千株であったのが、四十五年、四十六年、四十六年の三月には三十七万株で、個人株主第九位になつて、社資として待遇されるに至る。全日空の社資とはどういうものか、私どもが調べてみると、これは全日空の方で会社の設立に重大な貢献があつた人及び当然役員とすべき大株主で、役員定数の関係で役員になれない人、それと同等の待遇にす

るということです。申し合わせられている。現在、小佐野氏ほか十一名います。そして、この社資といふ立場では会社に対して意見を述べ、助言をすることができるということが全日空内部の内規等で明文化されてはいませんが、慣行的にそうなつてゐるということです。だから、四十七年のハイ・ニクソン会談が行われたところには、彼は全日空の

小佐野氏に渡つたかどうかという問題について、彼は初めはその点についてはアイアム・ノット・セーティン、私は確かではありません、こう言つていますけれども、その後の中ではっきりと児玉から一部分手渡されたということについてアイ・ビリード、私はそう確信する、アイ・ビリード・イン・イット、こう言つていますね。だから、こ

ういう関係から見ても、今度のロッキード疑惑について小佐野氏というものは重要なかわりを持つていて、これはコーチャン証言で明らかである。

一方、客観的事実を見ますと、トライスターの全日空の導入が全日空で発表されたのが四十七年十月。その直前に有名なニクソン・ハワイ会談がある、八月の三十一日、九月一日。このニクソン・ハワイ会談で田中前総理がハワイの小佐野の所有するサーフライダーホテルに泊つた事実は、これは、小佐野氏自身が予算委員会で認めているとい

うことですね。

そこで、もう一つ重要なことは、その当時小佐野氏が航空界にどのような影響力を持つていたか、これを調べる必要があるわけですが、その関係で言いますと、小佐野氏の株の取得状況を見ますと、たとえば全日空の株で言えば昭和四十四年の九月の終わり、このころはわずか九万四千株であったのが、四十五年、四十六年、四十六年の三月には三十七万株で、個人株主第九位になつて、社資として待遇されるに至る。全日空の社資とはどういうものか、私どもが調べてみると、これは全日空の方で会社の設立に重大な貢献があつた人及び当然役員とすべき大株主で、役員定数の関係で役員になれない人、それと同等の待遇にす

るということです。申し合わせられている。現在、小佐野氏ほか十一名います。そして、この社資といふ立場では会社に対して意見を述べ、助言をすることができるということが全日空内部の内規等で明文化されてはいませんが、慣行的にそうなつてゐるということです。だから、四十七年のハイ・ニクソン会談が行われたところには、彼は全日空の

中でこれは四十六年一月にすでに筆頭株主に個人の中ではなつてますが、筆頭株主だけじゃなくて、社資という立場で全日空に物が言える立場にありますけれども、その後の中ではっきりと児玉から一部手渡されたということについてアイ・ビリード、私はそう確信する、アイ・ビリード・イン・イット、こう言つていますね。だから、こ

うなりますと、このロッキード疑惑解明で、小佐野といふ人物を抜きにして解明することはどういきません。そこで、児玉と小佐野氏と売り込み戦略をしきりに練つたとコーチャンは証言をしています。こうなりますと、このロッキード疑惑解明で、小佐野といふ人物を抜きにして解明することはどういきません。という状況がだれの目にも明らかなことになります。

さらに、もう一つ重要なことは、コーチャンがこの証言コピーの四十四ページの中で、ロッキードの売り込みが日本の政府のいろいろなレベルとの関係において重大な誤解を生じている。それがロッキードにとって破局的な事態を招きかねないときには、この児玉、小佐野両氏がこれを救うために実によくやつてくれたということをはつきり言つている。これはどういうことかと私がワシントンでチャーチ委員会のレビンソン氏に聞いたときに、レビンソン氏は、それはトライスター売り込みのことなんだ。そしてコーチャンがそう言つてるのは、このトライスター売り込みを成功させるために、この困難な状況を開拓するすべての工作を、児玉と小佐野に決定的な判断権と工作のやり方をコーチャンが委任したということを意味しているのだとレビンソン氏は私にこう語つている。だから、チャーチ委員会もこの問題を公然たる公聴会だけでなく、秘密公聴会を通じて集めた資料から小佐野氏が重要な役割りを果たした事実を認定しているという状況が明らかなんですね。

そこで、私は捜査当局に聞きますが、このようなコーチャン証言、そして小佐野氏自身が国会でハイ・ニクソン会談に同行したということ、筆頭株主になつていく経過、こういう一連の事情から見て、この小佐野氏から事情を聽取ることは当然捜査当局としてやらねばならぬことだと、だれの目にも明

らかになつてゐるわけですが、小佐野氏から事情を聽取をなさる方針があるのかないのか、その点についてお話を願いたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) まさにこれからの捜査の内容あるいはその方針にかかるところでござりますので、具体的に申し上げることは御猶予を願いたいと思ひますが、いま橋本委員御指摘のとおり、二月六日の米国上院外交委員会においてコーチャン氏が証人となつてロッキード社のトライスター売り込みに際して、小佐野賢治氏の紹介を受け売り込みの相談をしたという証言もございましたし、また小佐野氏自身が当国会においてコーチャン氏と会つたという事実を認め証言もありますので、かような証言内容につきましては当然のこととして検察当局も重大な関心を抱いておるわけであります。要するに、抽象的で恐縮でございますが、ロッキード社の製造機売り込みに関する全企業活動につきまして、日本国内における活動につきまして、検察当局はその間に不正行為の存否を明らかにしようとすることを目的として捜査、調査を進めていることは事実でございますので、当然のこととして小佐野氏の行動に關しても重大な関心を持つていてるものと思ひます。

○橋本教君 いま長局がおつしやつたように、まさに当然のことであり、これを解説する必要があるということは客観的状況から明らかです。だから、捜査当局が小佐野氏から事情聽取をする必要があるというのはだれの目にも明らかだと私は言つたのです。すでにわれわれが知つていて証拠からだけでも、捜査当局は重大な関心を抱いているというお話をありました。問題は、もうすでに事情を聞いたのかあるいはこれから聞くのかということを明らかにしてほしいということですから、これは私は児玉氏が、たびたび病床に検察官がお越しなつてお調べになり、脱税あるいは外為法違反で追起訴をされているということで、どんづらだけでも、捜査当局は重大な関心を抱いている

らかになつてゐるわけですが、小佐野氏から事情を聽取をなさる方針があるのかないのか、その点についてお話を願いたいと思います。

された事実ではなくて、明らかになつていて。小佐野氏も言つてみれば国会で証言台にまで立たれた人で、一定の状況事実をお述べになつておられるということで、私はこの小佐野氏について、全然名前が出てない人を新たに名前をお出し願いたい、聞かしてほしいという趣旨じゃなくて、当然こういう立場にある人についてはこれは事情を聴取する方針があるならある、そしてそれはいつもごろだということはお話ししただいても捜査に特段の支障はないとは考えて聞いておるんですが、その点局長いかがでしよう。くどいようですがもう一遍伺わしてください。ほかの人と違うということですね。

○政府委員(安原美穂君) 先ほど申しましたよ

うに、重大な関心を持つ人物であることは認めるにやぶさかではございませんが、兎玉氏の場合におきましても取り調べをしたかどうかということは実は検察当局から公表したことではなくて、新聞報道陣の熱心な取材活動がその事実を明らかにされて、いわばそういう結果やむを得ず公然としたことでございまして、検察当局の口からいまだ公然と御勘弁を願いたいと、かように思います。

○橋本敦君 重大な関心を持つておられると言うことで御勘弁願いたいということですが、積極的な真相解明のための捜査を国民が期待しているといふ立場で私は明らかにする時期が来れば明らかにできる。あの兎玉の捜査だつてもう発表なさらなくとも明らかになつておるんですから。といふことを私は期待しておきたい。

ところで、このコーチャン証言の裏づけといふことも非常に大事なんですが、堀田検事がアメリカにお行きになつてコーチャン、ハルあるいはエリオット、こういった人たちに事情を聞く、あるいは日本の捜査のことで協力をするように御努力になつていらつしやる事情はいろいろと伺つております。ところが、アメリカから打ち返してくる

外電によつても、あるいは日本記者団の電報によつても、堀田検事のそのような要請をコーチャンもクラッターもエリオットもこれを拒否したという報道が送られてきているんですが、堀田検事のこのアメリカ側関係者に対する捜査協力要請の現状と、そしていまどうなつておるのかということを御説明願いたいと思います。

○政府委員(安原美穂君) 堀田検事も実は公然と

直接会つて事情を聴取るということの実現いたしましたための種々の準備活動のため行つておるという、抽象的な任務だけは申し上げたいと思いまするが、その結果、いま御指摘のコーチャンとかクラッターとかいうような方々とのいわゆる面接が実現する運びになつたかどうかということは、いわばこれから捜査の内容に属しますので申し上げることは控えさせていただきたいと思いま

すが、一般論として申し上げますならば、わが国

の捜査官が他の国――米国内におきまして米国人から任意の供述を得るということが決して容易

なことではないということはひとつ御理解をいた

だときたいと思います。

○橋本敦君 そこで、堀田検察官の御苦労も考え

るんですけども、日米司法取り決めと米伊の司

法取り決めの中で重大な違ひの一つに、米伊の司

法を取り決めこの中では取り決めそれ自身の中で相

手国の司法官憲が事前に面接すべき人物、場所、

これを通知した上で相手国内において要請國自身

の司法官憲がその人物に面接調査、これをやることを政府間の司法取り決めとして同意をされてい

ますね。これは明らかなんですが、これについて

この面接調査のために要請された国は便宜を供与

するよう協力をする、そして司法手続に基づいて証言、供述その他のドキュメントを作成して資

料収集することに同意するということが出でいる

わけですね。わが国とアメリカとの司法取り決めにはこの点がない。もしこの点が入つておら

ば検察官は米政府にこの取り決めに基づいて日本

の検察官がコーチャンその他に会つて事情聴取を

するということ、これはもっと容易にまさに政府

間のアグリーメントとしてできたように私は思

ります。その点について局長はどうお考えですか。

○政府委員(安原美穂君) この点につきましては、実務取り決めというものがいわば資料、情報の提供という意味での捜査共助ということを中心

にいたしましたものでござりまするから、資料、

情報を入手する方法としてのいわゆるいま御指摘

の関係人に対する面接取り調べというようなこと

が直接にはその結果得られるものでござります

が、少なくとも資料、情報そのものではございま

せんので、実務取り決めの対象にはしなかつたわ

けでありまするが、交渉の過程におきまして、御

指摘のようすに当然のこととしてそういう面接取り

調べの必要が生ずる場合におきましては、アメリ

カ合衆国との政府の了解を得てやることでございま

すので、交渉の過程におきましてそういう必要が

生じたときは米国側は任意の取り調べに関する限

りこれを了解するという事実上の了解が日米両国

間にあるわけで、そういう意味におきましてイタ

リアとの協定には書いてございますが、こちらに

は書いてございませんけれども、実質的には協定

があると同じようなアグリーメントが具体的にはござります。なお、いま御指摘のように、そういう規定があればうまくいったのではないかという

ことは、そういう意味におきましてイタリアの協定といえども結局任意取り調べを了承するとい

うにとどまるわけありますから、いま私どもが、

また先ほど私がむつかしいと申し上げたのは、そ

ういう主権同士、政府同士の、わが国の検査官の

活動といふ主権の行使についてはアメリカ政府は

了解し、そしてそれが実現するよう協力するこ

とは具体的には了解しておるわけですが、問題は

関係人が任意の取り調べに応ずるかどうかという

ことございまして、このことは協定をおくとい

たしましても、少なくとも国際法上外国の検査官

が強制捜査して逮捕するなどということは認めな

いわけでございますから、任意の取り調べでござ

いますから、結局ロッキード社関係者が調べに応

ずることをアメリカ政府といえども強制できない

わけでございますから、規定があるから容易で、

規定がないからむつかしいということは必ずし

も直接には関係がないことと思つております。要

は、橋本委員も国會議員の特派議員としてお出か

けでござりますが、要するに、具体的な面接を実

現する、最終的な当該関係者が任意に応ずるかど

うかという問題であるということを御理解いただ

きたいと存じます。

○橋本敦君 それはわかっております。だから、

したがつて、イタリアとのような明文の取り決め

にはなつてないけれども、いま局長がおつしや

たように、アメリカ側があの交渉の中での同意条

項として日本の検査官憲が行つて直接会えるよう

に努力するという、その任意検査については了解

をし、協力するという合意はできていると、こう

了解してよろしいですね。

○政府委員(安原美穂君) 文書にはいたしており

ませんけれども、当然のこととして了解しております。

○橋本敦君 私は今度の司法協定でいろいろな資

料が提供されたということですが、提供された以

外にこちちらで検査を進めていくならば、もっとこ

ういうのが欲しい、あれが欲しいという追加資料

の要求ということもしなきゃならぬと思ひます

が、今日までに何回追加資料の請求をしたことが

あるか、あるいはやつてないか、これから見込

みはどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(安原美穂君) 現実問題として資料を

その後いただくことになつておることは事実でござ

りますが、余り詳しいことはこの取り決め自体

が資料の提供に関する情報自体を秘密にせよとい

う扱いがござりますので、これ以上は申しません

が、その後も資料を入手したことは事実でござ

なお、この協定によりまして、この間渡されただけで終わりではなくて、将来ともに要請を手ができるという可能性は取り決め上ございます。

○橋本敦君 私は、コーチャンに国会へ証人として喚問に応ずるよう國会が要請していること、そして、真相解明のために彼自身も十分責任があること、そういうことを考えれば、いまあなたがおっしゃった、文章にはなつてないけれども政府間了解ということで捜査活動が了解されている事情のもとで、事情聴取に応じないという彼の態度については、私は国民の立場でいささか不満そのものであるわけですがね。

ところで、この司法取り決めに関してもう一つお尋ねをしておきたいことは、アメリカ側から資料が提供されますね。ところが、この資料の使途について、明らかにこれはわが国内において刑事、民事、行政、こういった司法手続及び審理に関することだけに使うことに限られる、それ以外公表してはならぬという秘密の遵守義務が課せられておる。これは重大な問題ですがね。そこで、たとえば時効になつたとか、あるいは起訴するだけに足りないとか、嫌疑はあつても起訴猶予にするとか、わが国民の独自の自主的判断に基づいておる。これが重大な問題ですがね。そこで、それが起り得る。そういうことで起り得た、つういうのが、これについてはどうお考えですか。

○政府委員(安原美穂君) これも協定を結ぶときの解釈といたしまして、いま橋本委員御指摘のとおり、「これらの資料は、専ら、法執行の責任を有する機関により行われる捜査・調査のために並びにこれに伴う刑事上、民事上及び行政上の裁判又は審理に関する手続においてのみ使用するものとする。」とありますので、このいま申し上げました検査・調査あるいは裁判、審理手続に使用しないという判断に達した場合におきましては、これを提供したアメリカ当局に返却するというのが解釈でございます。ただし、いつそういうものが

要らなくなるかという判断については、これは日本国政府の判断に任されておりますので、いつ要らなくなるかの判断並びにその時期については不确定でございますが、抽象的にはこの手続に使われないということになりますが、その場合には返してもらわなければなりません。これがこの「のみ使用するものとする」ということの解釈として当然出てくることでございます。たゞ、いま御心配のようなことは結局その資料に仮に高官の名前があつて、その高官の名前のある資料を開示しろ、国政調査権のために出せと言われたら、この関係で使用できないということになりますが、その資料を端緒として何かわが国が検査をした結果得たことは、これはもう協定の外でございませんから、こののみに使用することができるという規定の対象外になるというふうに私どもは理解しております。

○橋本敦君 いま後の方でおっしゃった問題は、この司法取り決めの第十項でもはつきりと書いていますから、この手続によらないで入手する資料については、これはわが国の独立性の権利が確保される。だから、アメリカ側から提供された資料が端緒になつて、それに基づいて日本の検査当局が独自に検査をして得た資料はこの司法取り決めの秘密遵守義務に係らない。これは局長いまおっしゃつたとおり、それはそれでいい。ところが、いまもう一つおっしゃつたことは私は重大だと思つた。アメリカから提供された資料を、いま言つたように時効だと起訴猶予だと嫌疑不十分だとは、こういうことになつた場合に返すという約束を米政府との間にしているというのは、これはこの取り決めには明白な文言として出てこない取り決めですよね。約束ですよ。いま、あなたは解釈としてそうだとおっしゃつたけれども、これは向こうもそう解釈しておるわけですよ、そうでしたよ。だから、そういう解釈が一致しているといふ。だから、そういうことで合意がなされていく。こうなりますと、四十七条ただし書きで公判前でも明らかにできるかどうかという問題もあり、あるいは公判がなされない場合、不起訴になつた場合どうするのか。

いわゆる灰色高官名という問題で大議論を日本国民が国会でもやつておるときに、そういうものをアメリカに返してしまふのだということを、国会の審議はもちろんかからない、どこでも議論しないで、司法取り決めだけでそういうものを返してしまって、灰色高官が明らかになる道を米側資料の解釈として当然出でることでございます。たゞ、いま御心配のよくなことは結局その資料に仮に高官の名前があつて、その高官の名前のある資料を開示しろ、国政調査権のために出せと言われたら、この関係で使用できないということになりますが、その資料を端緒として何かわが国が検査をした結果得たことは、これはもう協定の外でございませんから、こののみに使用することができるという規定の対象外になるというふうに私どもは理解しております。

○橋本敦君 いま後の方でおっしゃった問題は、この司法取り決めの第十項でもはつきりと書いていますから、この手続によらないで入手する資料については、これはわが国の独立性の権利が確保される。だから、アメリカ側から提供された資料が端緒になつて、それに基づいて日本の検査当局が独自に検査をして得た資料はこの司法取り決めの秘密遵守義務に係らない。これは局長いまおっしゃつたとおり、それはそれでいい。ところが、いまもう一つおっしゃつたことは私は重大だと思つた。アメリカから提供された資料を、いま言つたように時効だと起訴猶予だと嫌疑不十分だとは、こういうことになつた場合に返すという約束を米政府との間にしているというのは、これはこの取り決めには明白な文言として出てこない取り決めですね。約束ですよ。いま、あなたは解釈としてそうだとおっしゃつたけれども、これは向こうもそう解釈しておるわけですよ、そうでしたよ。だから、そういうことで合意がなされていく。こうなりますと、四十七条ただし書きで公判前でも明らかにできるかどうかという問題もあり、あるいは公判がなされない場合、不起訴になつた場合どうするのか。

いわゆる灰色高官名という問題で大議論を日本国民が国会でもやつておるときに、そういうものをアメリカに返してしまふのだということはひとつ御理解をいただいたいと思いますが、あくまでも合意というより解釈でございます。

○橋本敦君 解釈が一致しているわけだからね、これは問題ですよ、解釈なんて一体どうするんですか、真相解明。これはまたやりましょう。そんな合意が解釈であつたのは知らなかつたな。

○委員長(田代富士男君) 委員の異動について御報告いたします。

前田佳都男君が委員を辞任され、その補欠として橋直治君が選任されました。

○委員長(田代富士男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認めます。

橋本君から委員長の手元に修正案が提出されています。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

○委員長(田代富士男君) ちょっと。内輪の合意ではなくて、この第三項の解釈から当然出でてくる問題だということを私は申し上げざるを得ないといふことで質問を終わります。

○政府委員(安原美穂君) ちょっと。内輪の合意ではなくて、この第三項の解釈から当然出でてくる問題だということを私は申し上げざるを得ないといふことで質問を終わります。

○橋本敦君 ただいま議題としていただきまして、この際、本修正案を議題といたします。

橋本君から修正案の趣旨説明を願います。橋本君。

○橋本敦君 ただいま議題としていただきまして、この修正案の趣旨説明を願います。橋本君から修正案の趣旨説明を願います。

○橋本敦君 ただいま議題としていただきまして、この修正案の趣旨説明を願います。橋本君。

第一條は、改正案の百八十八条の二の修正であります。改正案は憲法第四十条に基づく刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を、ごく簡単に説明させていただきます。

第一條は、改正案の百八十八条の二の修正であります。改正案は憲法第四十条に基づく刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案の提案理由を、ごく簡単に説明させていただきます。

裁判が確定した者でも、本来なら無罪の判決を言渡されるべきものと認められるものについては、無罪の判決が確定した場合と同様に刑事補償をすることが正義に合致するという立場で、刑事補償法第二十五条の規定が設けられています。実際の運用を見てみましても、被告人が死亡して公訴棄却になつていたのに、同じ事案で起訴された共犯者の無罪がその後確定したために、公訴棄却になつていた死亡者について刑事補償が認められた場合等もあり、重要な運用が裁判所によつてなされております。

改正案が、現行の検事上訴の費用補償だけではなく、費用補償制度の一層の充実を目指すもので、同時にこれが刑事補償の拡大につながるもので、人権保障に重要な役割りを果たすという観点から一歩を進めますと、刑事補償法第二十五条の趣旨と同様に、免訴または公訴棄却の裁判が確定した場合においても、「もし免訴又は公訴棄却の裁判をすべき事由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるとき」に対しても補償する旨の規定を設けることが一層人権保障に資するかと考える次第であります。

第二点は、百八十八条の三の修正であります。が、改正案では、判決確定以後補償の請求期間を「六箇月以内」としています。しかし、この期間は短過ぎると考えるのであります。刑事補償法ではこの期間を「三年以内」として、民法の不法行為による損害賠償求償の消滅時効と同じ期間を採用しています。この点については、刑事補償法と区別する特段の必要がないのではないか、同じ期間にしてもよいのではないかと考えるのが修正の理由でございます。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください

いますようお願いいたします。以上です。

○委員長(田代富士男君) それでは、ただいまの修正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。——別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、橋本君提出の修正案を問題に供します。

橋本君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田代富士男君) 少数と認めます。よつて、橋本君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田代富士男君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田代富士男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後一時四十三分散会

第一編中第十五章の次に一章を加える改正規定のうち、第一百八十八条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項の補償をする場合において、被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。  
第一編中第十五章の次に一章を加える改正規定のうち、第一百八十八条の三第三項中「無罪の判決」を「無罪又は免訴若しくは公訴棄却の裁判(以下「無罪等の裁判」という。)」に改め、同条第二項中「無罪の判決」を「無罪等の裁判」に、「六箇月」を「三年」に改める。

第一編中第十五章の次に一章を加える改正規定のうち、第一百八十八条の四中「これによつて無罪の判決が確定した」を「第一百八十八条の二第一項の補償を受けることができる」に改める。  
附則第三項中「無罪の判決」を「無罪等の裁判」に改める。

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は二月十八日)

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案

〔参考〕  
刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する  
修正案  
第一編中第十五章の次に一章を加える改正規定  
のうち、第一百八十八条の二第一項中「判決」を  
「裁判」に改め、同項ただし書を削り、同項に後  
段として次のように加える。

免訴又は公訴棄却の裁判が確定した場合にお  
いて、もし免訴又は公訴棄却の裁判をすべき事  
由がなかつたならば無罪の裁判を受けるべきも  
のと認められる十分な事由があるときも、同様  
とする。

#### 法務委員会議録第四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一	一一	末	下村	泰君
二	一一	二	依来人	下村 泰君
三	四	二	半面	反面
四	五	七	五十一年度	五十年度
五	六	裁	判所	裁判官





昭和五十一年五月二十九日印刷

昭和五十一年五月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

E